

第2期瑞穂市子ども・子育て支援事業計画
(案)

令和2年3月

瑞 穂 市

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画策定体制と経過.....	4
4 計画期間.....	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題.....	5
1 人口の推移.....	5
2 婚姻状況.....	8
3 世帯、人口動態の状況.....	9
4 女性の就労の状況.....	11
5 育児休業について.....	12
6 学校、幼稚園、保育所の状況.....	13
7 アンケートから見られる現状.....	14
8 「瑞穂市子ども・子育て支援事業計画」の評価.....	21
9 瑞穂市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題.....	24
第3章 計画の基本的な考え方.....	26
1 基本理念.....	26
2 基本目標.....	27
3 施策の体系.....	28
第4章 施策の展開.....	29
1 一人一人の子どもの心豊かな成長を育む環境づくり.....	29
2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり.....	31
3 子育て家庭を地域のみならず支える環境づくり.....	33
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量の見込みと確保方策.....	35
1 教育・保育提供区域の設定.....	35
2 量の見込みの考え方.....	36
3 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	37
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	42
5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保.....	67
第6章 計画の推進体制.....	68
1 施策の実施状況の点検.....	68
2 国・県等との連携.....	68
資料編.....	69
1 瑞穂市附属機関設置条例.....	69
2 第2期瑞穂市子ども・子育て支援事業計画 策定経過.....	73
3 瑞穂市次世代育成支援対策協議会 委員名簿.....	74
4 用語解説（50音順）.....	75

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と目的

全国的に人口減少、少子高齢化が進行しており、今後は、より一層進行していくと予測されます。

少子化の原因としては、未婚化や晩婚化、晩産化の進行、夫婦の出生力の低下、核家族化の進展、仕事と子育ての両立の難しさなど、さまざまな要因や影響が複雑に絡み合っていることによるものと考えられます。

このような状況の中で、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るため、国では平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。さらには、平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などを盛り込んだ「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年4月から、「子ども・子育て支援新制度」が施行しました。

本市では、こうした「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目指して、平成27年3月に「瑞穂市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援に対する取組みを行ってきました。

しかしながら、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大や地域のつながりの希薄化による子どもや子育ての孤立化、子育てに不安を抱える保護者の増加など、子育てを取り巻く地域や家庭の状況もまた変化し続けており、子育てのしやすい社会の実現に向けて、引き続き社会全体で、子ども・子育て支援を推進していくことが重要です。

また少子化や核家族化が進展する中、子どもの発達に関する支援対策や児童虐待防止対策など、子どもの健全育成への取組みを積極的に進める必要があります。

さらには令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化など、子育て支援施策の充実に向けた取組みが実施され、今後保育のニーズが増大することが見込まれます。

こうした社会状況の変化を踏まえ、本市の現状と課題を整理し、これまで進めてきた子ども・子育て支援施策を継承しながら、さらに発展させ、より良いものとしていくために「第2期瑞穂市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

この計画は、瑞穂市第2次総合計画に掲げられている「誰もが未来を描けるまち 瑞穂～選ばれるまちをめざして～」の実現を目指し、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村行動計画として位置づけます。この計画により、国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、本市の独自性を踏まえながら、本市が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら選択と集中的、計画的に取り組みを推進します。

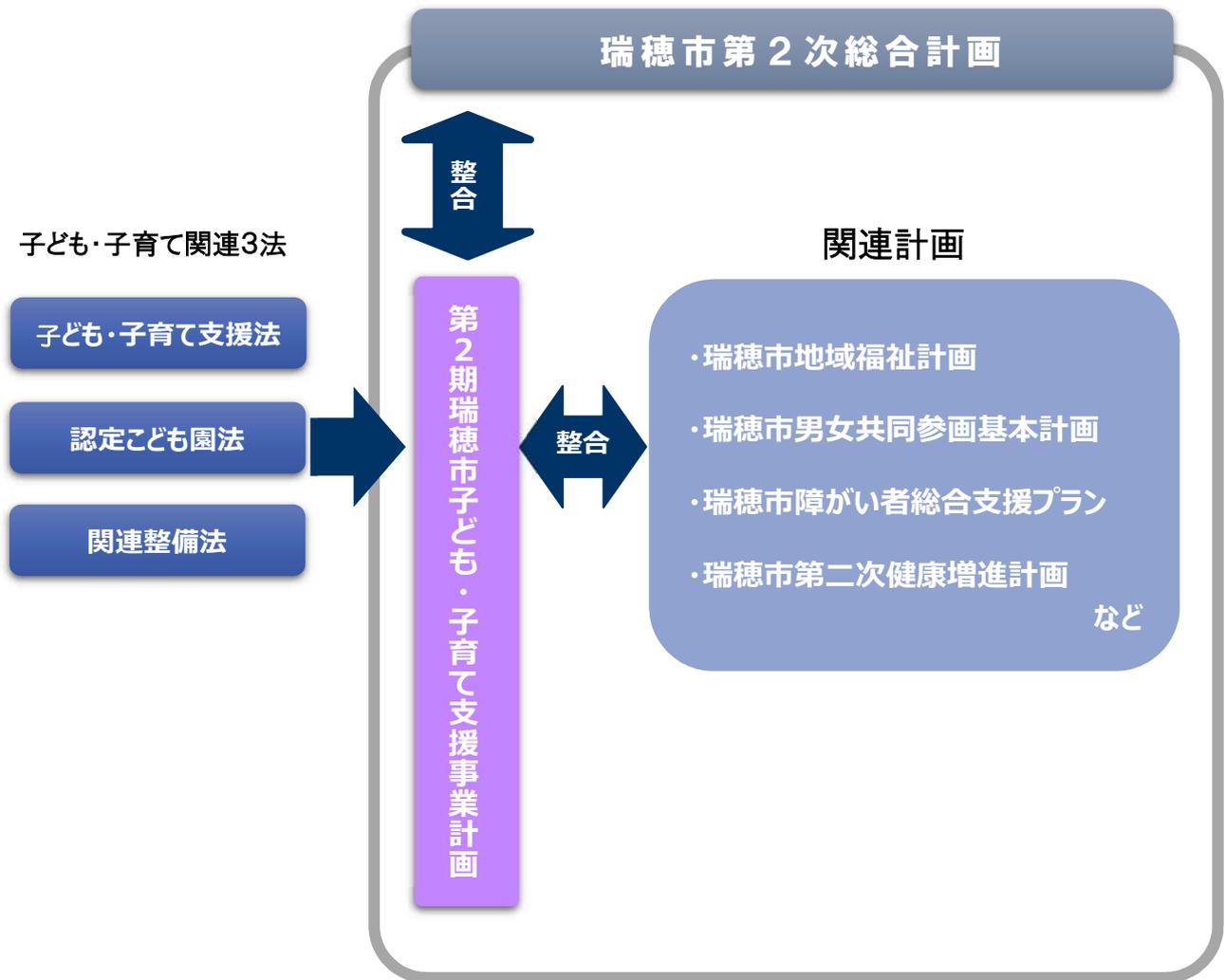
(2) 計画の対象

この計画は、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育てに関わる個人や団体が対象となりますが、学童期までの子どもや子育て家庭等を主たる対象とします。また、子ども・子育て支援法及び基本指針が定めるところの、就学前の教育・保育事業と地域における子育て支援事業を対象とします。

(3) 関連計画との関係

「瑞穂市第2次総合計画」を上位計画とし、本市における子ども・子育て支援の方向性や目標及び具体的な施策・事業を示すものです。また、「瑞穂市地域福祉計画」「瑞穂市男女共同参画基本計画」「瑞穂市障がい者総合支援プラン」「瑞穂市第二次健康増進計画」等の関連計画との整合性を図りながら、子ども・子育て支援事業計画における施策を推進していきます。

【 計画の位置づけ 】



3 計画策定体制と経過

(1) アンケート調査の実施

この計画を策定するにあたり、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童（0～5歳）の保護者 1,400 人（回収：758 人、回収率：54.1%）、小学生（1～6年生）の保護者 1,400 人（回収：671 人、回収率：47.9%）を対象として、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

(2) 「瑞穂市子ども・子育て会議」の設置

この計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する次世代育成支援対策協議会を「瑞穂市版子ども・子育て会議」として位置づけ、計画の内容について審議し、計画書に反映させてきました。

(3) パブリックコメントの実施

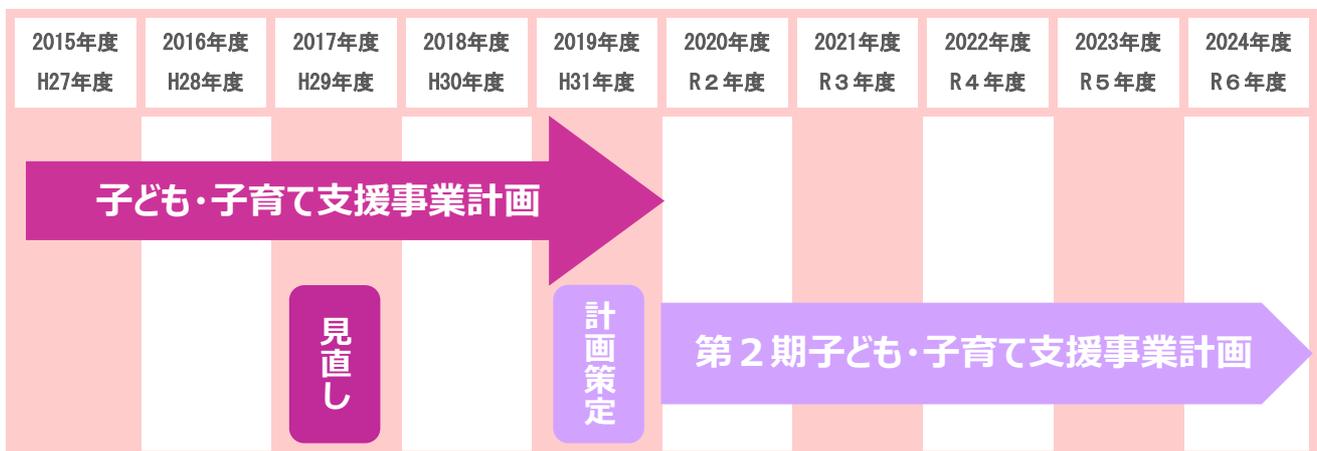
本計画の策定にあたり、その内容について広く市民の皆さんから意見をうかがうため、令和2年●月●日～●月●日までの間、パブリックコメントを実施しました。

4 計画期間

この計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024）年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中においても計画の見直しを行います。

【 計画期間 】



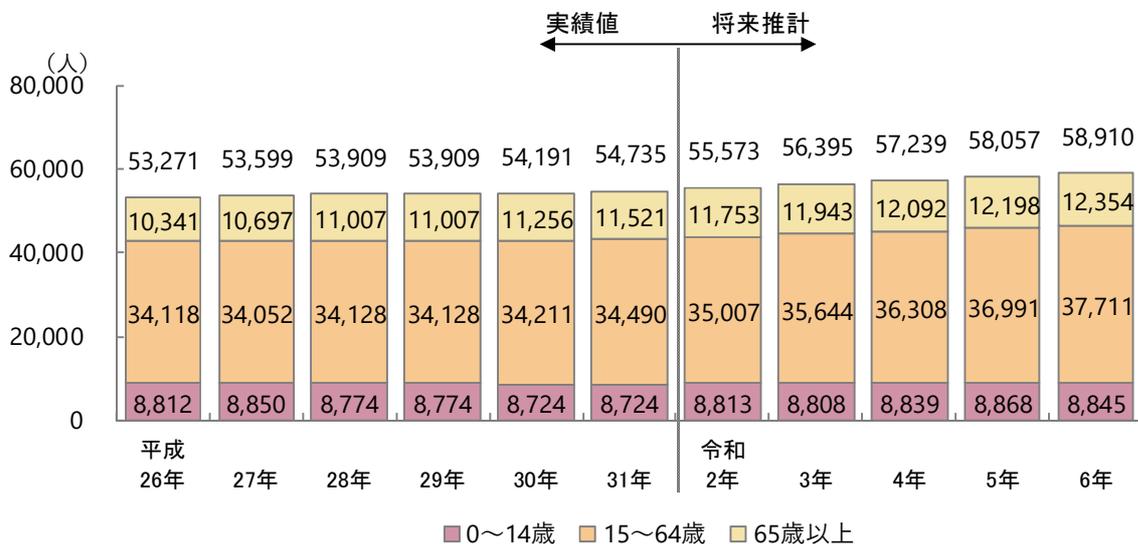
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 人口の推移

(1) 年齢3区分別人口の推移

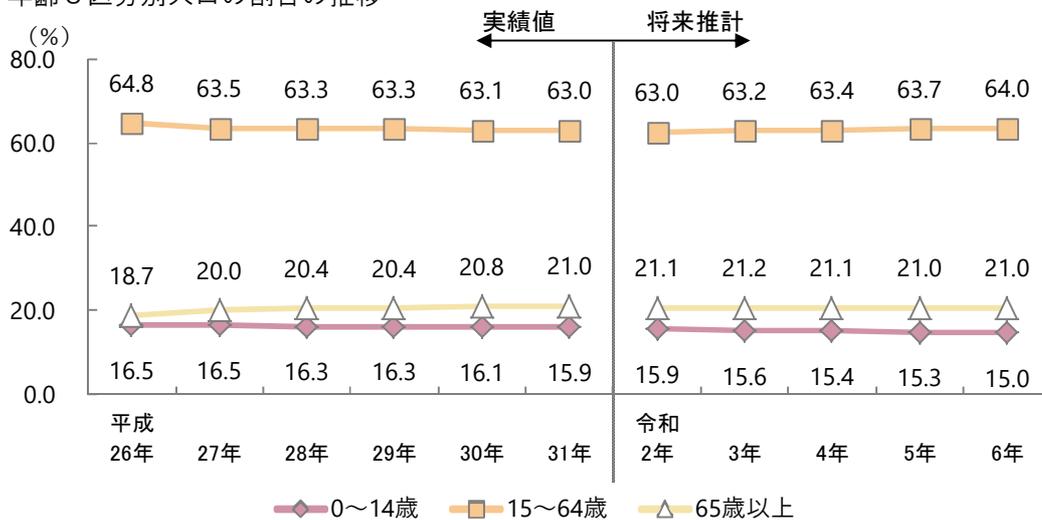
本市の人口の推移をみると、総人口は増加傾向となっており、平成31年3月31日現在で54,735人となっています。令和2年以降も増加傾向が続くものと見込まれます。なお、年齢3区分別人口の推移をみると、0～14歳は、8,835人前後で横ばいとなっていますが、年齢3区分別人口の割合の推移をみると、0～14歳の割合は減少が見込まれています。

図表1 年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在 外国人人口を加味）

図表2 年齢3区分別人口の割合の推移

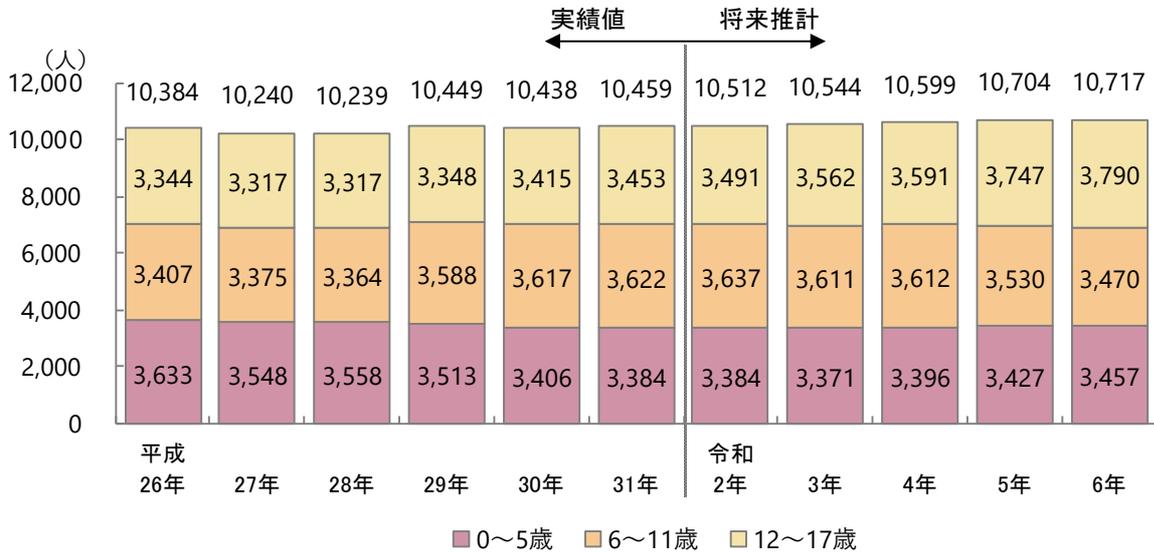


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在 外国人人口を加味）

(2) 18歳未満年齢3区分別児童人口の推移

本市の18歳未満年齢3区分別児童人口の推移をみると、全体的に増加傾向となっており、平成31年3月31日現在で10,459人となっています。令和2年以降も微増傾向が続くものと見込まれます。

図表 3 18歳未満年齢3区分別児童人口

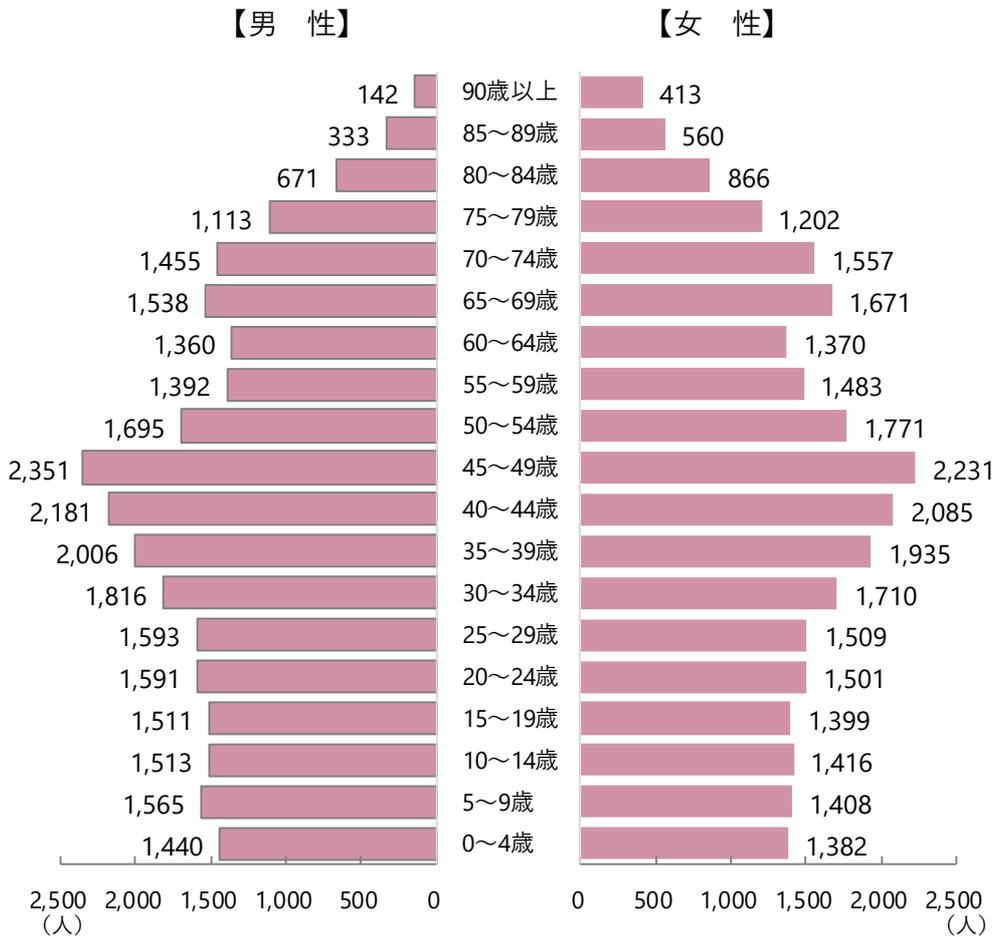


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在 外国人人口を加味）

(3) 男女別年齢5歳区分別人口

本市の男女別年齢5歳区分別人口（人口ピラミッド）をみると、男女ともに「45～49歳」が最も多くなっています。45歳以上では男性に比べ、概ね女性の方が多くなっています。

図表 4 人口ピラミッド（5歳区分別）



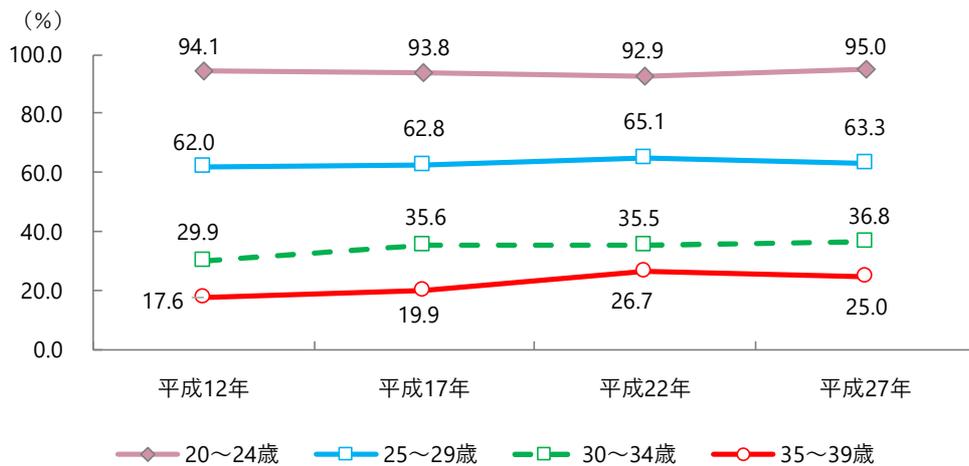
資料：住民基本台帳（平成31年3月31日現在 外国人人口を加味）

2 婚姻状況

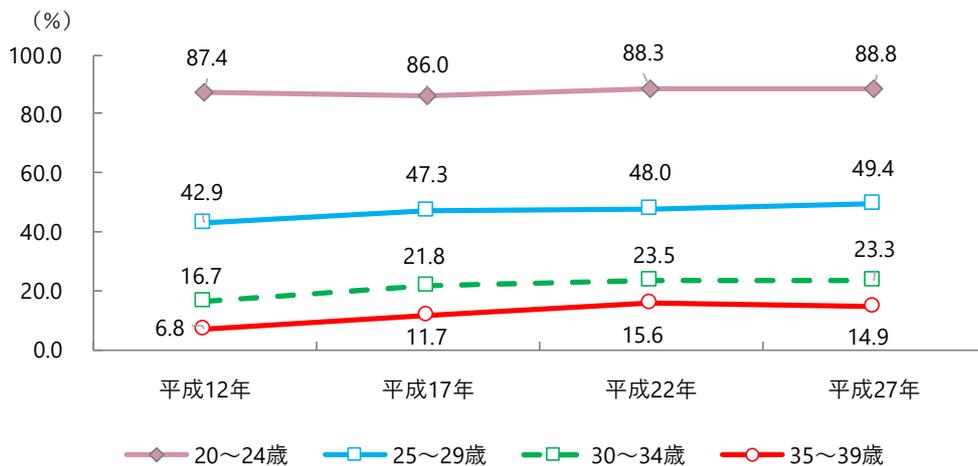
(1) 男女別未婚率の推移

年齢5歳階級別の未婚率を男女別にみると、いずれの年齢階級でも女性より男性の方が高くなっており、特に男性の30代、女性の25～29歳、30代では平成12年から平成27年の間に未婚率が6ポイント以上上昇しています。

図表 5 男性の未婚率に推移



図表 6 女性の未婚率に推移



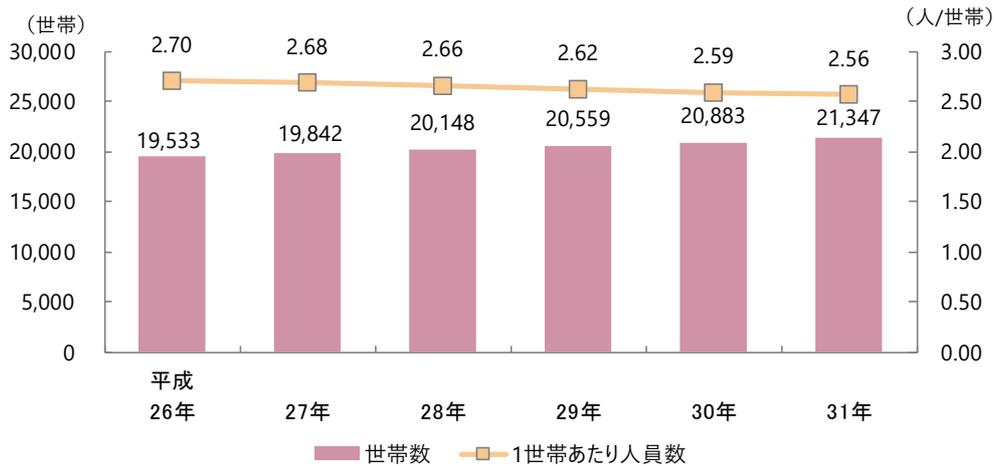
資料：国勢調査

3 世帯、人口動態の状況

(1) 世帯数、1世帯あたりの平均人員の推移

本市の世帯数をみると、増加していますが、1世帯あたり平均人員数については年々減少しており、平成26年の2.70人から平成31年には2.56人となっています。核家族や単身世帯の増加など、世帯の小規模化が進んでいることがうかがえます。

図表 7 世帯数の推移

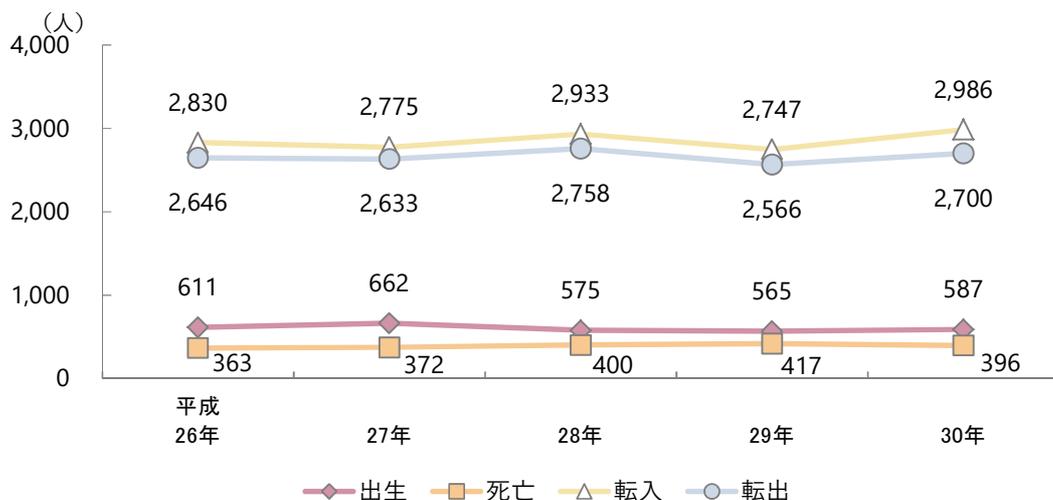


資料：住民基本台帳（各年3月末現在 外国人人口を加味）

(2) 人口動態

本市の人口動態をみると、出生数と死亡数は横ばいとなっています。また、転入が転出を上回り社会増となっています。

図表 8 人口動態

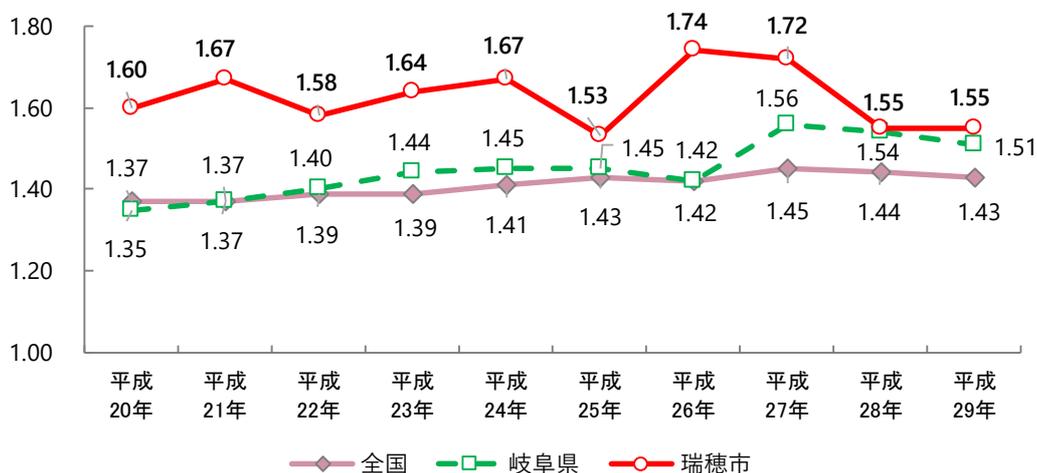


資料：岐阜県人口動態統計調査

(3) 合計特殊出生率

合計特殊出生率の推移をみると、平成 27 年までは全国や岐阜県よりも高い水準で推移していたものの、平成 28 年以降は岐阜県と同水準程度となっています。

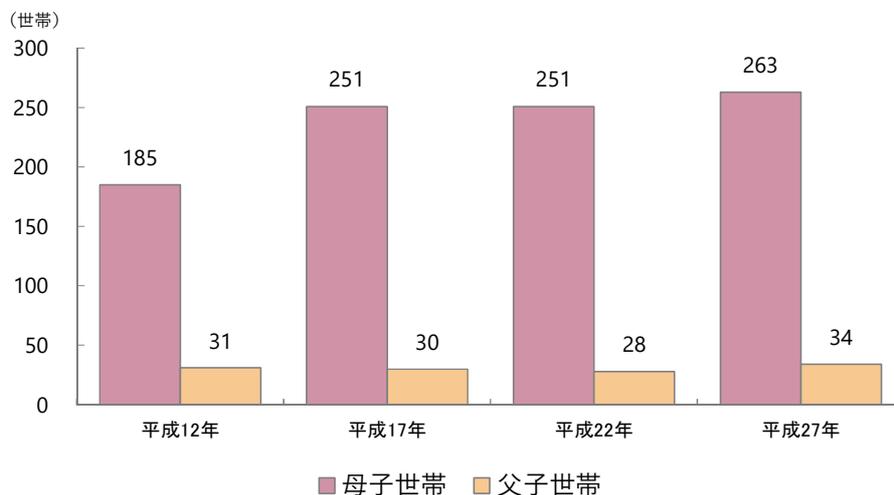
図表 9 合計特殊出生率の推移



資料：岐阜地域の公衆衛生

(4) ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯の推移をみると、母子世帯・父子世帯ともに増加傾向にあり、母子世帯は平成 12 年と比較すると、約 1.5 倍程度増加しています。



資料：国勢調査

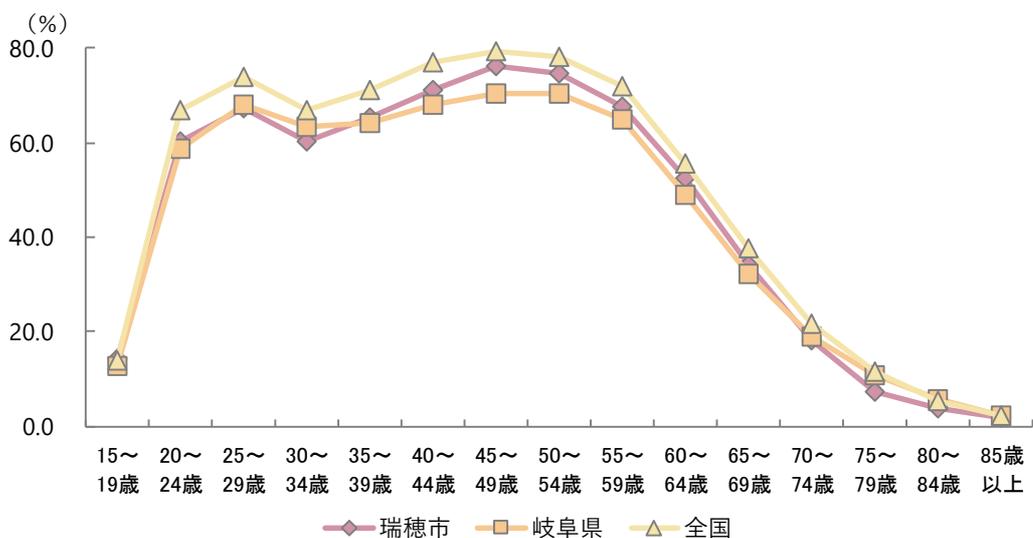
4 女性の就労の状況

(1) 就業率の推移

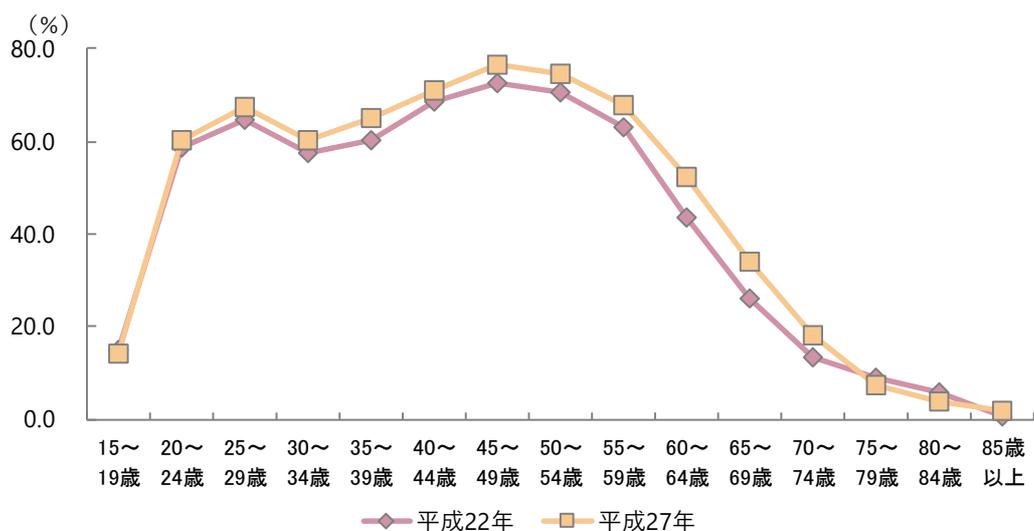
本市の女性就業率（国、県との比較）をみると、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。国、岐阜県と比べ、20代、30代で就業率が低くなっています。

また、女性就業率（5年比較）をみると、平成22年に比べ平成27年は就業率が高くなっています。

図表 10 女性就業率（国、県との比較 平成27年）



図表 11 女性就業率（5年比較）



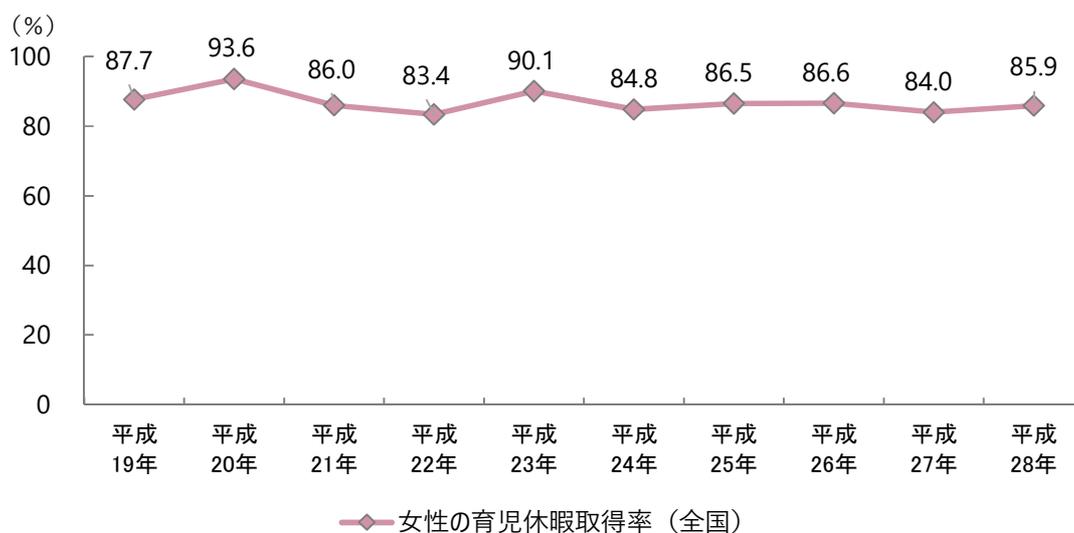
資料：国勢調査

5 育児休業について

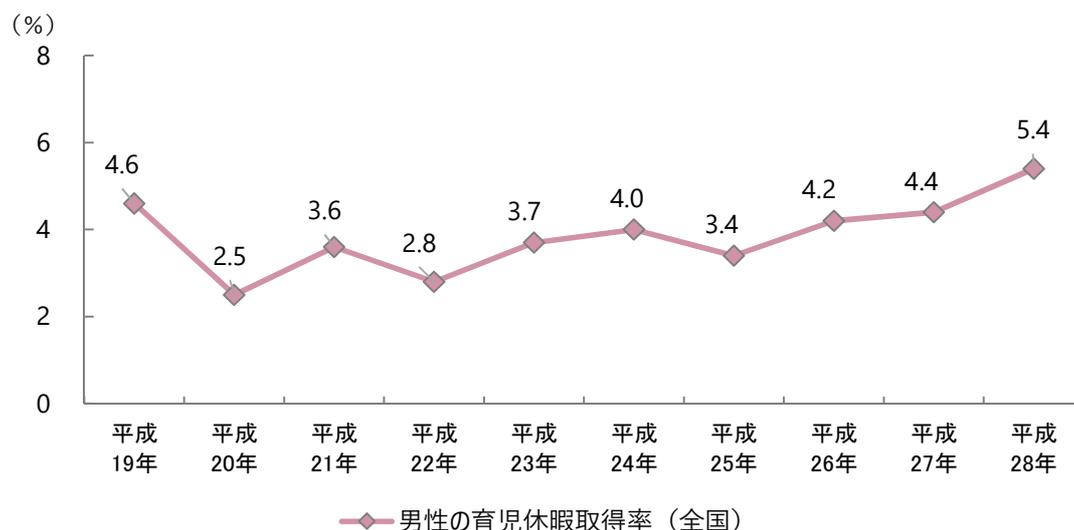
(1) 育児休業の取得について

全国の女性の育児休業の取得率をみると、毎年8割を超えており高い水準で推移しています。一方、男性の育児休業の取得率は年々上昇傾向にあるものの、平成28年では5.4%と依然として低い状況にあります。

図表 12 女性の育児休業者割合（全国）



図表 13 男性の育児休業者割合（全国）



資料：雇用均等基本調査

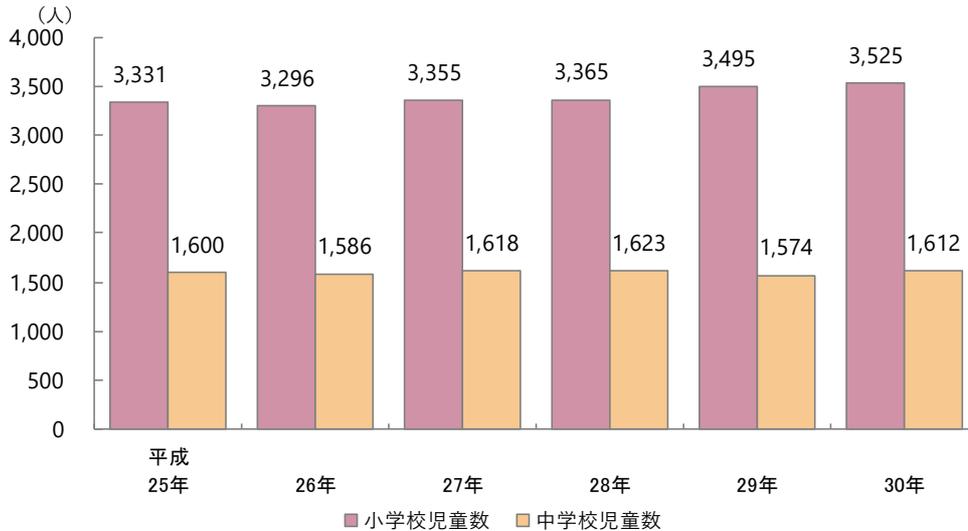
※平成23年の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の割合

6 学校、幼稚園、保育所の状況

(1) 小学校、中学校の児童数の推移

小学校、中学校の児童数の推移をみると、小学校の児童数は微増傾向となっており、平成30年5月1日現在で3,525人となっています。中学校の児童数は平成25年以降約1,600人前後で横ばいとなっています。

図表 14 小学校、中学校の児童数の推移

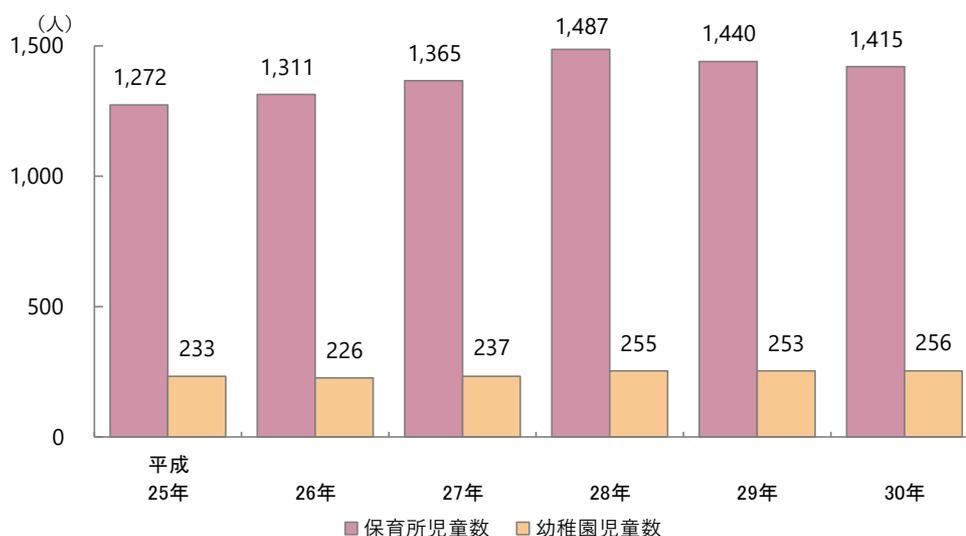


資料：学校基本調査他（各年5月1日現在）

(2) 保育所、幼稚園の児童数の推移

保育所、幼稚園の児童数の推移をみると、保育所の児童数は平成28年を境に減少傾向に転じています。幼稚園の児童数は平成28年以降約250人で横ばいとなっています。

図表 15 保育所、幼稚園の児童数の推移



資料：学校基本調査他（保育所：各年4月1日現在、幼稚園：各年5月1日現在）

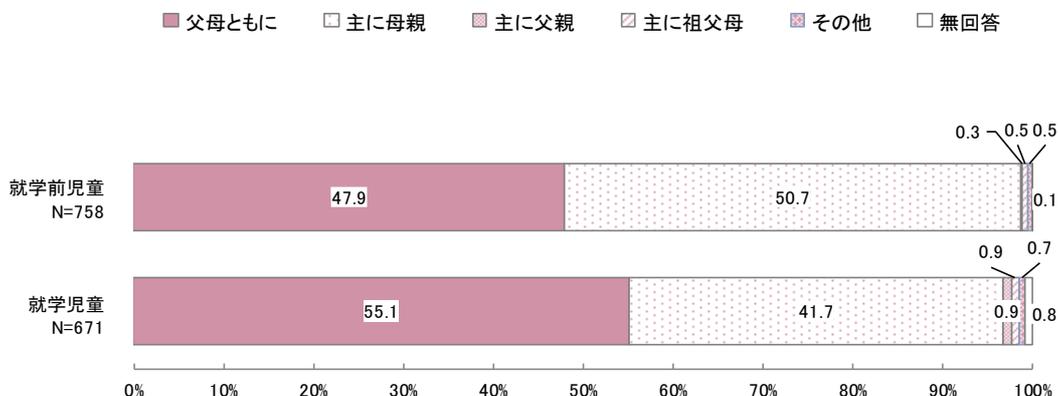
7 アンケートから見られる現状

(1) 子育ての担い手

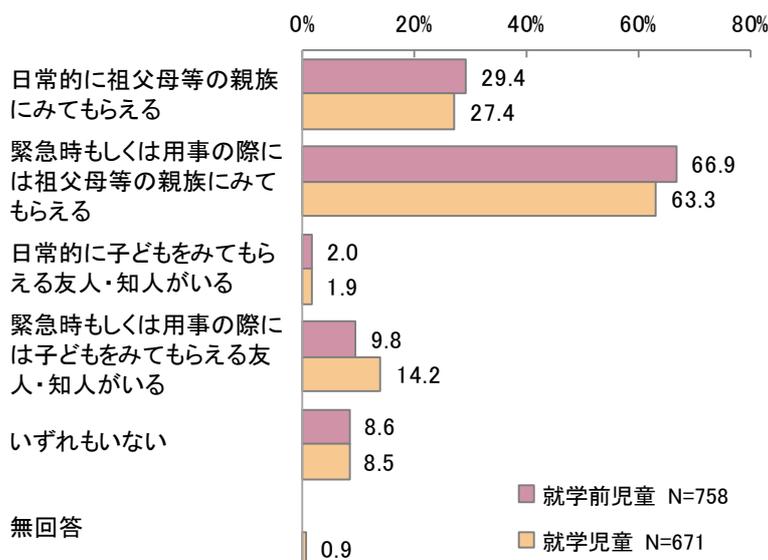
家庭内で子育てや教育を主に行っているのは、「父母ともに」という家庭が就学前児童で47.9%、就学児童で55.1%と最も多くなっています。また、日常的に子どもをみてもらえる親族がいる家庭は約3割、緊急時もしくは用事の際に子どもをみてもらえる親族がいる家庭は約6割強を占めており、多くの人が周囲のサポートを受けられる状態にあります。一方で、子育てを手助けする親族や知人がいない人も約1割程度みられます。

このような周りに助けてくれる人がいない子育て世帯が地域の中で孤立することのないよう、つながりのある地域社会を構築していく必要があります。

図表 16 子育てや教育に日常的に関わっている人



図表 17 日頃、お子さんの面倒をみてもらえる親族・知人はいますか

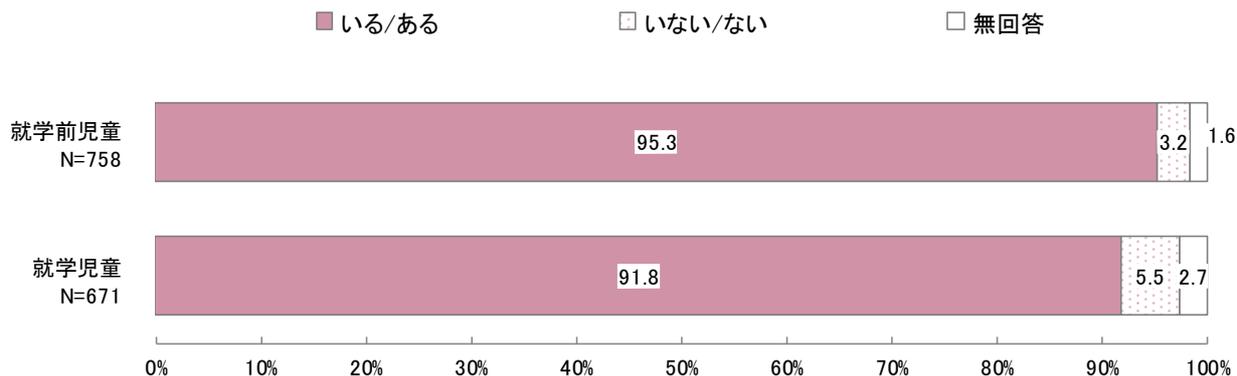


(2) 子育てや教育をする上で、気軽に相談できる人や場所

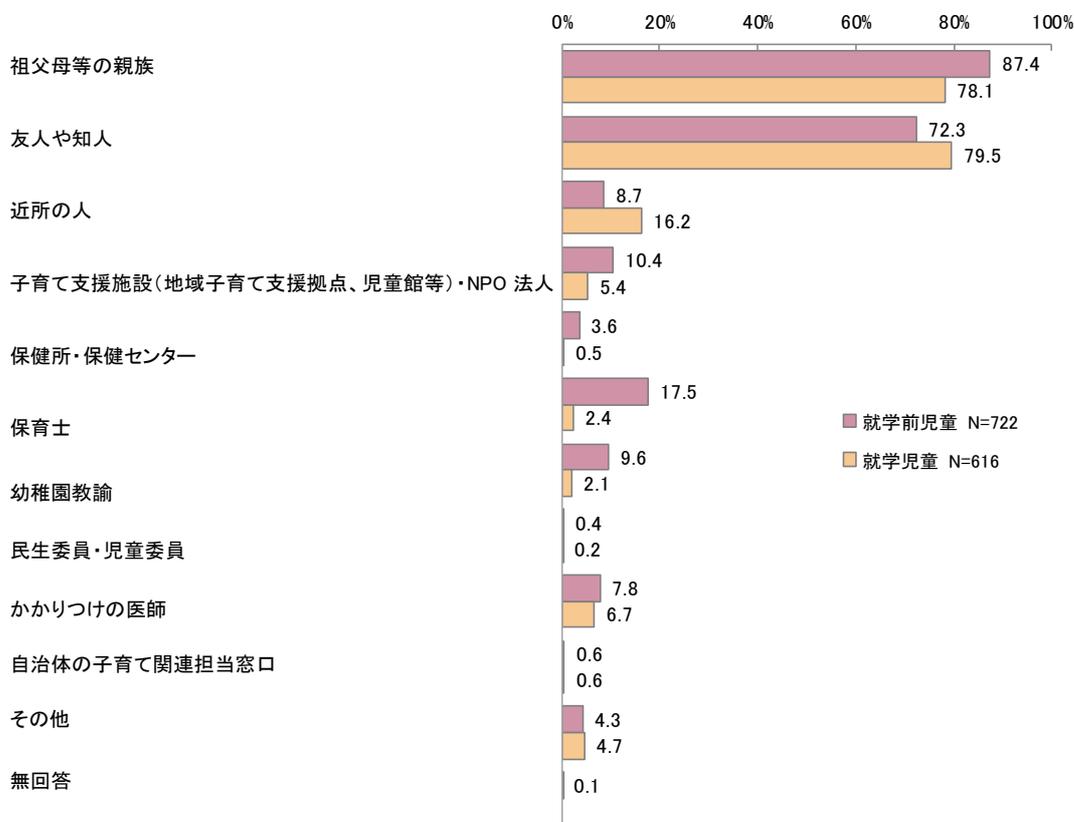
子育てや教育をする上で、気軽に相談できる人や場所が、「いる（ある）」人は9割を超えています。

相談者については、「祖父母等の親族」「友人や知人」が上位2項目としてあげられており、多くの人が身近な人に相談をしていることがうかがえます。

図表 18 子育てや教育をする上で、気軽に相談できる人や場所の有無



図表 19 子育てや教育に関して、気軽に相談できる人や場所

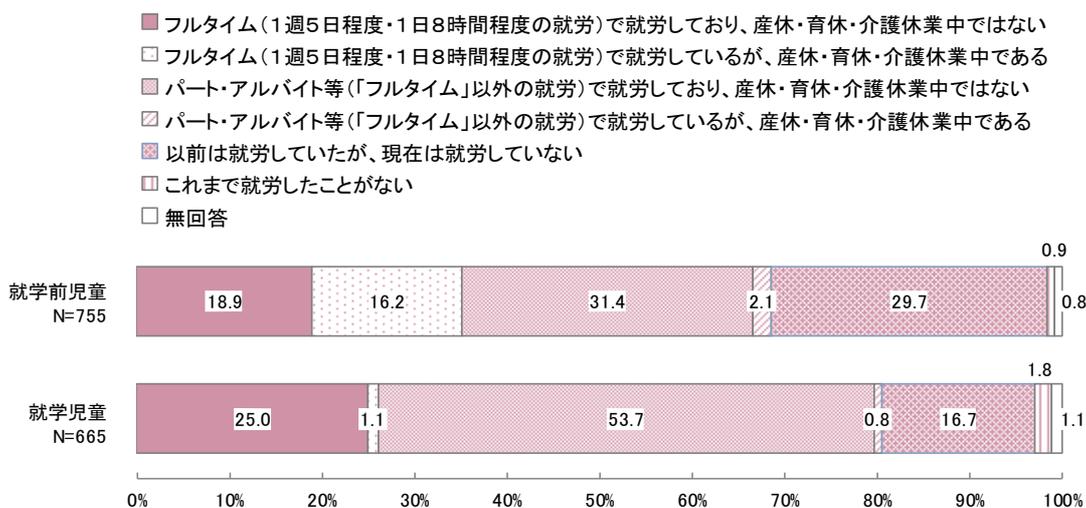


(3) 保護者の就労状況

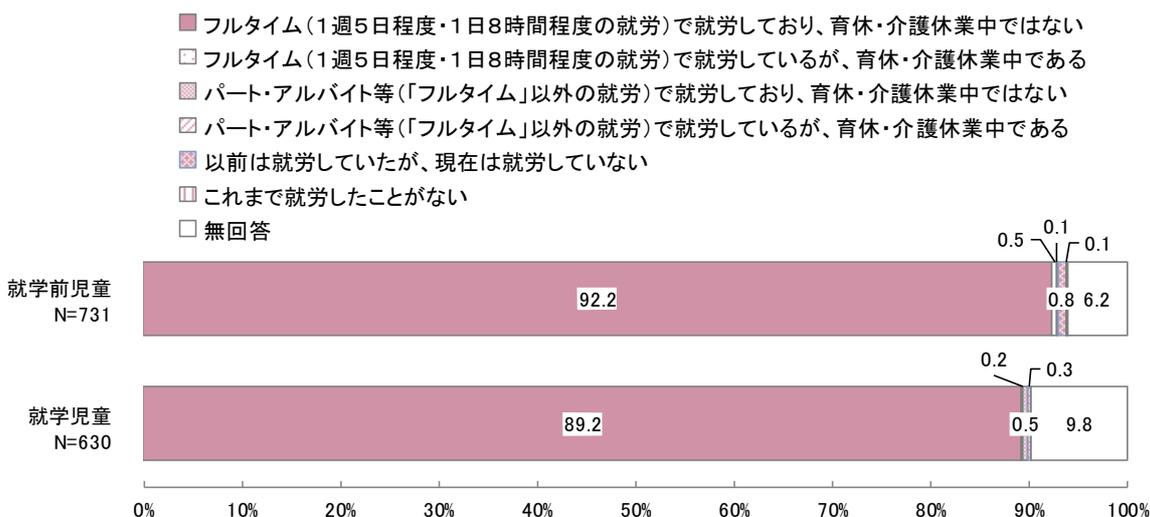
保護者の就労状況についてみると、母親については、就学前児童、就学児童ともに「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が最も多くなっています。また、就学前児童の約7割、就学児童の約8割の母親が就労しています。

父親については、就学前児童、就学児童ともに就労している割合が約9割となっています。

図表 20 保護者の就労状況（母親）

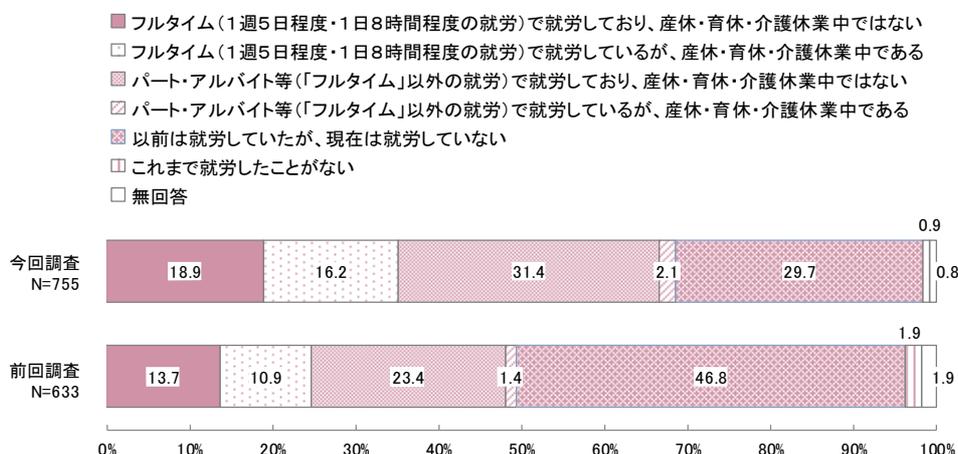


図表 21 保護者の就労状況（父親）



母親の現在の就労状況を前回調査と比較すると、就労している母親は68.6%と前回調査（49.4%）に比べて19.2ポイント増加しています。特にフルタイムで就労している人が10.5ポイント増加しており、女性の社会進出が進んだことにより、フルタイムで就労している人が増えていることがうかがえます。

図表 22 母親の就労状況（前回調査比較）

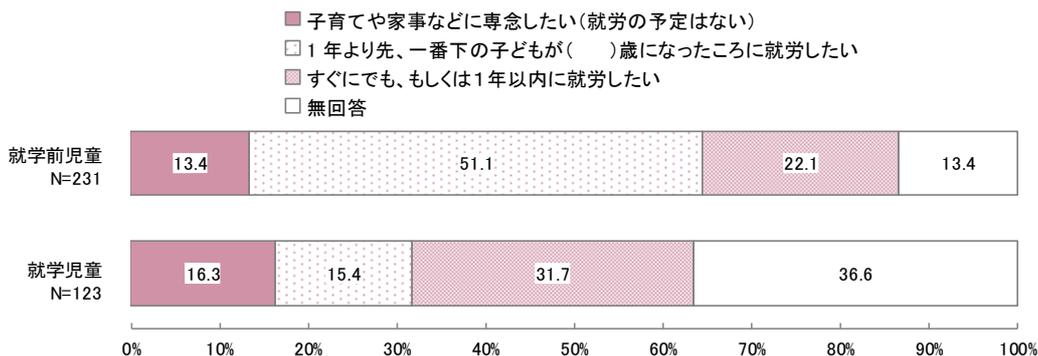


(4) 現在就労していない母親の就労希望

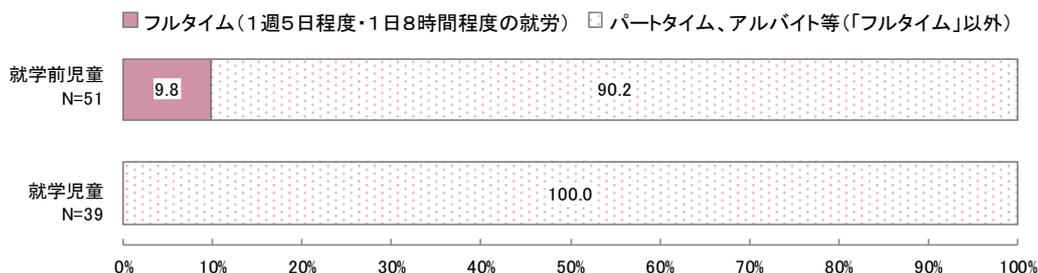
現在就労していない母親の就労希望についてみると、就学前児童では「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」が51.1%、就学児童では「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が31.7%と最も多くなっています。

また、母親の希望する就労形態についてみると、「パートタイム、アルバイト等（「フルタイム」以外）」が就学前児童で90.2%、小学生児童で100.0%となっています。

図表 23 就労希望の有無



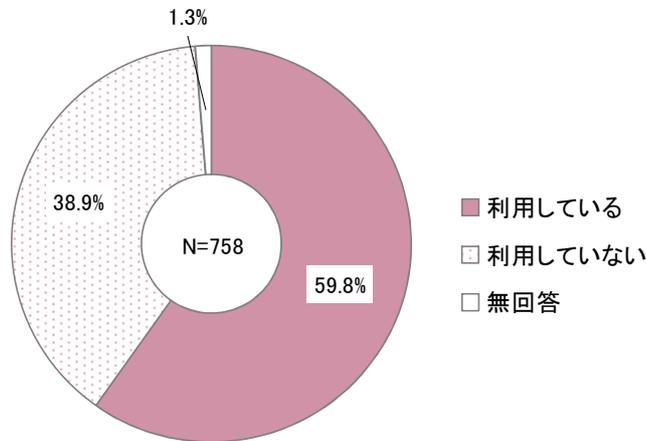
図表 24 希望する就労形態



(5) 教育・保育の利用状況と利用意向

保育サービスの利用についてみると、「利用している」の割合が59.8%、「利用していない」の割合が38.9%となっています。

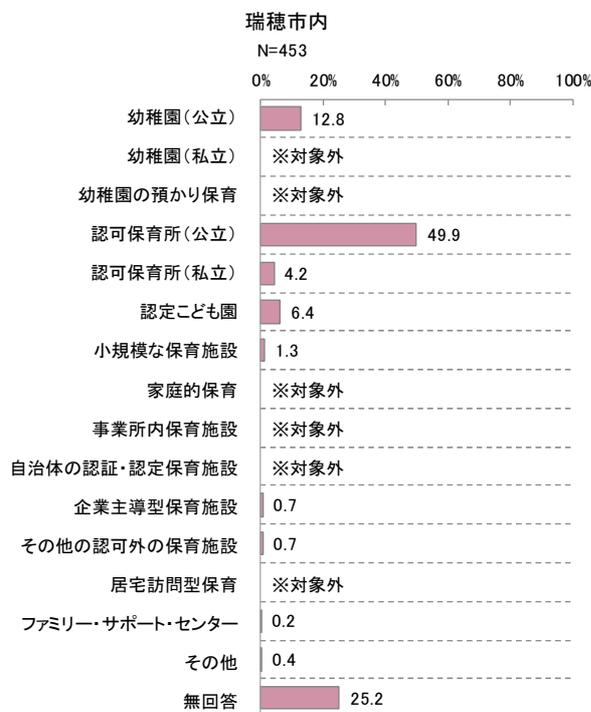
図表 25 幼稚園や保育所の利用状況



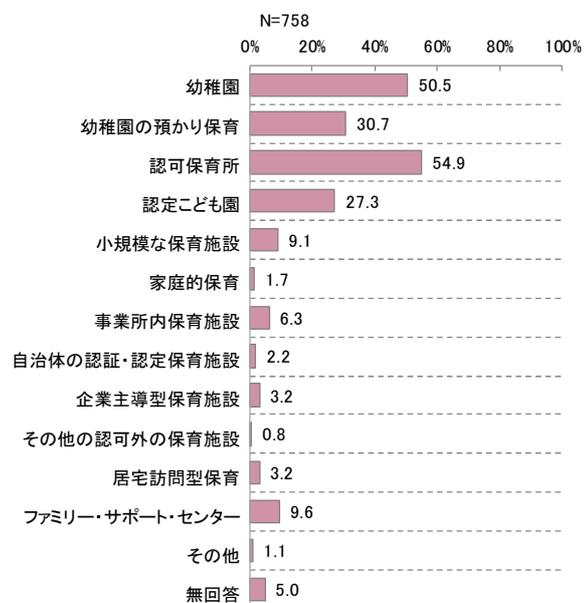
利用している保育サービスについてみると、瑞穂市内では「認可保育所」が49.9%と最も多く、次いで「幼稚園」が12.8%となっています。

今後利用したい保育サービスについては、「認可保育所」が54.9%と最も多く、次いで「幼稚園」が50.5%、「幼稚園の預かり保育」が30.7%、「認定こども園」が27.3%となっています。

図表 26 平日に利用している保育サービス



図表 27 今後利用したい保育サービス



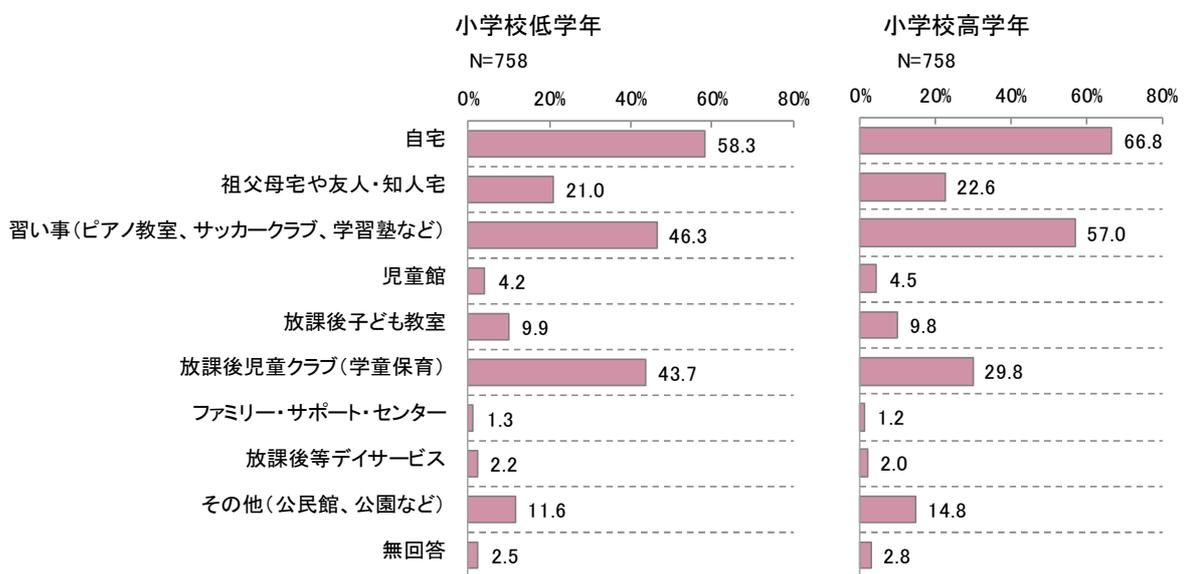
(6) 放課後の過ごし方について

就学前児童の保護者にとって、就学後に放課後の時間を過ごさせたい場所は、小学校低学年で、「自宅」が58.3%で最も多く、次に「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（46.3%）、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」（43.7%）の順となっています。

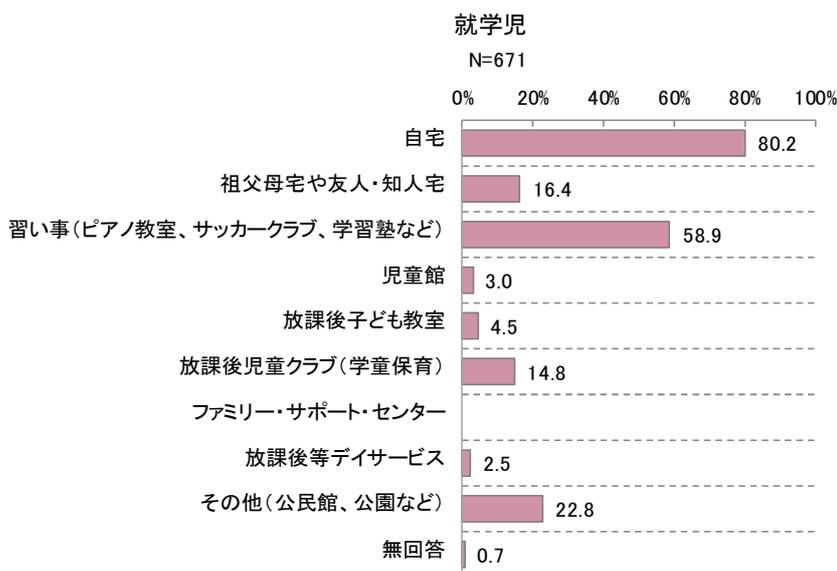
また、小学校高学年では、「自宅」が66.8%で最も多く、次に「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（57.0%）、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」（29.8%）の順となっています。

一方、就学児童の保護者が就学児の放課後の時間を過ごさせたい場所は、「自宅」が80.2%で最も多く、次に「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（58.9%）、「その他（公民館、公園など）」（22.8%）の順となっています。

図表 28 放課後の時間を過ごさせたい場所（就学前児童）



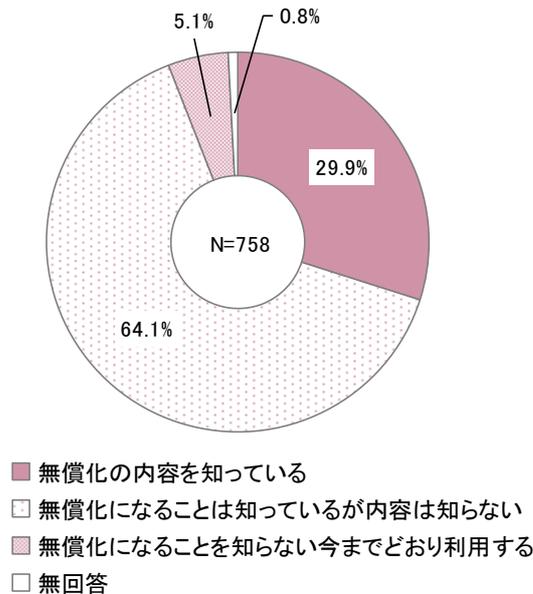
図表 29 放課後の時間を過ごさせたい場所（就学児）



(7) 幼児教育・保育の無償化について

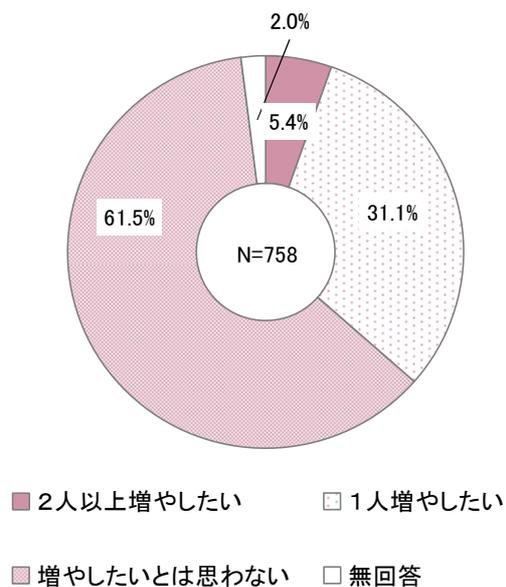
幼児教育・保育の無償化については、「無償化になることは知っているが内容は知らない」が64.1%で最も多く、次に「無償化の内容を知っている」が29.9%、「無償化になることを知らない今までどおり利用する」が5.1%となっています。

図表 30 幼児教育・保育の無償化について



無償化の実現により子どもの人数を増やすかについては、「増やしたいとは思わない」が61.5%で最も多く、次に「1人増やしたい」が31.1%、「2人以上増やしたい」が5.4%となっています。

図表 31 無償化の実現により子どもの人数を増やすかについて



8 「瑞穂市子ども・子育て支援事業計画」の評価

本市は、平成27年度から、「瑞穂市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援サービスの充実を図るための取り組みを行ってきました。計画で掲げた事業内容の達成状況は以下のとおりです。

(1) 教育・保育事業

① 1号認定（教育認定：3～5歳児）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 計画値（人）	606	612	602	598	598
② 実績値（人）	234	655	629	605	-

② 2号認定（保育認定：3～5歳児）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 計画値（人）	1,009	1,018	1,003	995	995
② 実績値（人）	1,091	1,127	1,067	1,030	-

③ 3号認定（保育認定：0歳児）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 計画値（人）	42	42	42	71	71
② 実績値（人）	31	69	89	79	-

④ 3号認定（保育認定：1・2歳児）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 計画値（人）	228	229	228	384	423
② 実績値（人）	291	355	349	351	-

(2) 地域子ども・子育て支援事業

①時間外保育事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 計画値（人）	197	197	196	195	195
② 実績値（人）	136	151	202	174	-

②放課後児童健全育成事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 計画値（人）	354	353	364	361	363
② 実績値（人）	315	410	439	512	-

③子育て短期支援事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 計画値（人）	20	20	20	20	20
② 実績値（人）	1	0	14	4	-

④地域子育て支援拠点事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 計画値（人）	28,712	28,697	28,618	28,603	28,618
② 実績値（人）	23,688	28,800	24,144	21,840	-

⑤一時預かり事業

■幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 計画値（人）	5,302	5,353	5,270	5,232	5,229
② 実績値（人）	5,356	5,382	2,237	425	-

■保育所等における一時預かり

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 計画値（人）	3,192	3,190	3,181	3,180	3,181
② 実績値（人）	2,379	2,566	2,204	1,866	-

⑥病児保育事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 計画値（人）	584	587	581	579	579
② 実績値（人）	256	339	409	374	-

⑦ファミリー・サポート・センター事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 計画値（人）	2,243	2,418	2,593	2,768	2,943
② 実績値（人）	1,935	1,828	1,527	1,251	-

⑧利用者支援事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 計画値（箇所）	1	1	1	1	1
② 実績値（箇所）	0	0	0	1	-

⑨妊婦健康診査

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 計画値（人）	674	670	670	673	671
② 実績値（人）	659	659	670	603	-

⑩乳児家庭全戸訪問事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 計画値（人）	613	609	609	612	610
② 実績値（人）	613	561	567	578	-

⑪養育支援訪問事業等

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 計画値（人）	61	61	61	61	61
② 実績値（人）	30	28	12	13	-

9 瑞穂市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

本市の子どもをめぐる現状やニーズ調査の結果などから、子ども・子育て支援施策の充実に向けて、以下のような課題が考えられます。

1 総人口の増加と緩やかな少子化の進行

● 現状と課題 ●

全国的に少子化や人口の減少傾向にあるなか、本市では人口の増加とともに児童数も増加傾向を示しています。しかしながら、本市においても男女とも20～30代の未婚率の上昇傾向がみられるとともに、合計特殊出生率は横ばい状態にあることから、将来的には子どもの数は減っていくことが予測されます。そのため、今後は中長期的な視点で保育施設等の環境の整備に努める必要があります。

2 女性の就業率の増加と保育ニーズの高まり

● 現状と課題 ●

近年、本市の女性の就業率は上昇傾向にあり、アンケート調査結果からも前回調査に比べて就労している母親は20%程度増加しています。また、現在就労していない就学前児童をもつ母親も、子供の成長に応じて就労したいと考える方の割合が高くなっています。

今後母親の就労率の向上に伴い、保育のニーズも高まっていくことが想定されます。現在の保護者の就労状況や、今後の就労意向に対応できるよう、教育・保育の適切な量の確保を図るとともに、保育人材の確保に努めるなど、利用者のニーズに応じた質の高いサービスを提供していく必要があります。

3 放課後の子どもの居場所づくり

● 現状と課題 ●

近年、子どもが保育所から小学校に入学する際に、共働き家庭等の保護者が放課後の預け先が見つからず、仕事と子育ての両立が難しくなってしまう「小1の壁」という問題があります。

アンケート調査結果からは、児童の小学校入学後の放課後の過ごし方の希望について、低学年では「自宅」が最も多く、次いで「習い事」となっています。これらに続いて、「放課後児童クラブ（学童保育）」「その他（公民館、公園など）」となっています。

共働き世帯の増加や働き方の多様化により、子どもの放課後に対する保育ニーズも高まりをみせていることから、安全・安心な子どもたちの放課後の居場所を確保し、子どもたちの健全な育成と子育て家庭を支援する必要があります。

4 相談体制の充実

● 現状と課題 ●

主に子育てに関わっているのは母親であり、アンケート調査結果からは「気軽に相談できる人や場所がない」と答えた方も少なからずみられます。近年では母親の産後うつや育児不安などが問題となっており、母親に対するこころのケアが求められています。

子育てに関する悩みは人それぞれであり、相談することで解決したり、負担が軽減することもあります。また、子育ての悩みが深刻な状態にならないためにも、身近な場所で気軽に相談できるような機会や場をつくっていく必要があります。

5 仕事と子育ての両立支援

● 現状と課題 ●

共働き家庭の増加やライフスタイルの多様化が進む中、仕事と家庭生活・子育ての両立が課題となっています。

本市でも、子どもを持つ女性の就業率や就業意向が増加している中で、職場における仕事と子育ての両立支援が必要になっています。

また、全国的に見ても、女性の育児休業の取得率は8割を超えており高い水準を示している一方で、男性の育児休業の取得率は改善傾向にはあるものの5%台と低い状況にあり、仕事の忙しさや育児休業が取りにくい職場の雰囲気から父親の育児への関わりは低い状況にあります。

育児を支えるためには保育サービスだけでなく、企業における理解や配慮も不可欠なことから、今後は男性の働き方の見直しを含めた長時間労働の是正や利用しやすい育児休業制度の普及・定着を企業に働きかけるなど、仕事と子育てが両立できるための支援が必要となります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもは未来を担うかけがえのない存在であり、子どもたちが笑顔いっぱい元気にかけまわる姿は何ものにも代え難く、私たち大人にとっては喜びや楽しみでもあります。

しかしながら、家族形態が多様化し、地域のつながりが弱まる中で、子育て中の母親の孤立化、未だ解消されない待機児童問題、さらには保護者の経済状況等による子どもの貧困問題、児童虐待をはじめとする子どもが被害者となる事故や犯罪など痛ましい事件なども多発しており、多くの子育て家庭が子育てへの不安感を抱いているのが現状です。また、近年共働き世帯が増加する中であって、仕事と家庭との両立（ワーク・ライフ・バランス）の重要性が高まってきています。

このような状況の中、子育て家庭やこれから子どもを持つとする家庭が、楽しみながら出産・子育てができる環境づくりを整備するためには、行政をはじめとし、家庭、地域、事業所等が一体となって、みんなで力を合わせて子どもと子育て家庭を支援していかなければなりません。そして、一人ひとりが命の大切さ、家庭や子育ての大切さを考え、だれもが安心して子どもを生み、健やかに育てることができる地域社会を形成していく必要があります。子どもと保護者がともに幸せを感じながら、子育てができるよう、社会全体で支援します。

そのため、本計画においては、前計画の基本理念である「みずほ・未来の子どもたち21」～生きる力の循環するまちへ～を継承しつつ、より具体的な「子どもたちとともに育つまち・みずほ」～安全・安心な子育ての輪～を新たな基本理念に掲げます。子どもの健全育成と子育て家庭の支援に力を注ぎ、子育て家庭が安心して子育てができ、子どもたちとともに夢を持って成長できるまちをめざします。

基 本 理 念

「子どもたちとともに育つまち・みずほ」
～安全・安心な子育て支援の輪～

2 基本目標

子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変わってきている現在、地域社会全体で子ども・子育て支援を実施する、新しい支え合いの仕組みの構築が必要となっています。

この計画では、次の3つを基本的な目標として「子ども・子育て支援新制度」における子育て支援施策を推進していきます。

基本目標 1

一人一人の子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

そのため、保護者の就労状況や家庭の状況、その他の事情に関わらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境づくりを進めます。

基本目標 2

安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

また、子育ての不安を軽減し、子育ての楽しさを実感することができるよう、安心して子どもを預けられる環境づくりやきめ細やかな相談体制の充実、子育て情報の提供とともに、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

基本目標 3

子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組みづくりに取り組みます。

更に、障がい、疾病、虐待、ひとり親家庭、子どもの貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対する、育児や生活に関する相談・情報の提供など総合的な支援に努めます。

3 施策の体系

基本理念

「みずほ・子どもたちとともに育つまち」く安全・安心な子育て支援の輪く

基本目標 1

一人一人の子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

施策目標・施策

- (1) 就学前教育・保育の充実
 - ① 認定こども園の普及
 - ② 教育・保育の質の向上
 - ③ 幼稚園教諭・保育士の資質の向上
 - ④ 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実
- (2) 放課後児童健全育成事業の推進
 - ① 放課後児童クラブの充実
- (3) 多様な保育サービスの充実
 - ① 延長保育の実施
 - ② 保育所一時預かり事業の実施

基本目標 2

安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

施策目標・施策

- (1) 3歳未満児の待機児童の解消
- (2) 情報提供・相談体制の充実
 - ① 利用者支援
 - ② 地域の子育て支援拠点づくりの取り組み
- (3) 母と子の健康の支援
 - ① 妊婦健康診査
 - ② 病児・病後児保育
- (4) 仕事と生活の調和の実現をめざした環境づくり

基本目標 3

子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり

施策目標・施策

- (1) 地域での子育て支援の充実
 - ① ファミリー・サポート・センター事業
 - ② 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）
 - ③ 乳児家庭全戸訪問事業
- (2) 支援の必要な子ども・子育て家庭への支援の充実
 - ① 養育支援訪問事業
 - ② 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

第4章 施策の展開

1 一人一人の子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

(1) 就学前教育・保育の充実

■ 認定こども園の普及

認定こども園は、就学前教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組みとして、幼稚園機能と保育園機能を併せ持ち、地域における子育て支援機能を果たすことが義務付けられている施設です。

本市では、保護者の就労状況に関わらず入園が可能で、すべての子どもに質の高い教育・保育が提供され、保護者ニーズにも応えることができる認定こども園の普及に向け検討していきます。

■ 教育・保育の質の向上

乳幼児期は生涯に渡る人間形成の基礎が培われる最も重要な時期です。乳幼児期の重要性や、特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育を提供し、子どもの健やかな発達を保障することが必要です。また、家庭における教育力が低下する中、今後ますます就学前の教育・保育が重要となっています。

■ 幼稚園教諭・保育士の資質向上

就学前教育・保育の基本理念のもと、幼稚園教諭・保育士が共に、本市のすべての子どもの健やかな育ちに向けて、今までの研修体制を見直し、より効果的な実施方法の検討を行います。

また、幼稚園教諭と保育士の合同研修や、人事交流を通じて、教育・保育の共通理解を深め、実践につなげます。

■ 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実

文部科学省の調査によると、公立小中学校の通常学級に発達障害のある児童生徒が6.5%在籍していると推定されています。現在、幼稚園、保育所に通う選択をした場合、年齢ごとのクラス分けで障害の有無に関係なく、同じクラスで生活しています。

そのような中、一人一人の多様な教育・保育ニーズに応じるため、子供の特性や実態を把握し、個別の指導計画の作成・活用に努め、職員の共通理解のもと支援を行っています。

更なる関係機関との連携のもと、長期的な視点に立った個別の教育支援計画の充実を目指し、支援の必要な子どもやその保護者一人一人に寄り添えるような教育・保育が実施できるよう、発達障がい等に関する基礎的な知識・対応技能を習得できる研修・指導体制を整えます。

(2) 放課後児童健全育成事業の推進

■ 放課後児童クラブの充実

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

市内の小学校区において引き続き放課後児童クラブを実施し、安定的な運営と児童への保育の質の向上に取り組みます。放課後児童クラブの運営にあたっては、利用児童の思いを受け止め、心身ともに健やかに育成されるよう努めます。

また、余裕教室の活用等による施設確保や、入所定員の弾力運用により待機児童の発生防止に努めます。さらに、保護者の多様な就労形態やニーズに対応できるよう民間事業者等の活用を検討します。

(3) 多様な保育サービスの充実

■ 延長保育の実施

保護者の就労形態の多様化に伴う延長保育の需要に対応するため、開所時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。

今後は、現在の提供体制を維持しながら、ニーズに対応できるように努めます。

■ 保育所一時預かり事業の実施

保護者のパート就労や病気等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。

2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

(1) 3歳未満児の待機児童の解消

就労形態の多様化などに伴う多種多様な保育ニーズに対応し、民間保育所の誘致や保育所定員の拡大を検討するなど待機児童の解消を図ります。また、地域型保育事業で対応することも検討していきます。

(2) 情報提供・相談体制の充実

■ 利用者支援

市役所の窓口において、子ども及び保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行います。また、外国籍の児童へ向けた、外国語による情報提供や相談体制の充実、日本語支援等の充実を図ります。

支援の実施に当たっては、子育て家庭の個別ニーズを把握し、関係機関と連携して教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の情報を集約し、提供します。

また、職員研修により、支援者の育成と資質向上に努めます。

■ 地域の子育て支援拠点づくりの取り組み

市内の地域子育て支援センターでは、地域の子育て支援拠点として、就学前までの親子が自由に遊び、交流できる場を提供するとともに、子育て相談を行っています。また、子育てに関する情報の提供や、子育てや子育て支援に関する講習等を実施しています。

子育てに関する情報は、情報誌やホームページなど様々な媒体を通じて迅速でわかりやすく提供します。また、誰でも気軽に相談でき、育児に関する正しい情報が入手できるように相談体制の充実を図ります。

(3) 母と子の健康の支援

■ 妊婦健康診査

妊婦が受ける健康診査（妊婦健康診査）に係る費用を一部助成することにより、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保していきます。

■ 病児・病後児保育

病児・病後児保育については、保護者のニーズなどを把握しながら実施に向けて検討していきます。

(4) 仕事と生活の調和の実現をめざした環境づくり

仕事と生活の両立に向けた働き方の見直しを進めるため、広く意識の啓発を図り、男性の仕事中心意識の見直しに向けた啓発に努めます。

また、企業等に対し、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する先進的な取り組み事例や必要性等に関する情報提供と理解普及に努め、両立支援に向けた企業等の取り組みを促進し、育児・介護休暇を取得しやすい職場環境づくりの整備促進について働きかけを図っていきます。

3 子育て家庭を地域のみんで支える環境づくり

(1) 地域での子育て支援の充実

■ ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターは、子育ての応援をして欲しい人（依頼会員）と子育てを応援したい人（提供会員）が会員となって、送迎や一時的な子どもの預かりなどの援助活動を行う組織です。

育児と仕事の両立支援を推し進めるとともに、地域における子育て力の一層の向上を図るため、幅広い層への事業の周知を図り、会員増と活動件数の増大につなげていきます。

■ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

市内の地域子育て支援センターにおいて、親と子が気軽に集い、交流し、親も子どもも共に学び、成長していくことができる機会を一層充実して、子育ての不安感等を軽減します。

また、関係機関や子育て支援団体などとの連携を図り、地域全体で子どもの育ち・親の育ちを支援していきます。

■ 子育て世代包括支援センター事業

妊娠期から子育て期の不安や悩みを相談できる場所として、健康推進課内に開設しました。母子健康手帳の交付及び出生時の面談は専門職（助産師や保健師）による個別面談を実施、面談時に「セルフプラン」の作成、妊産婦・乳児の状況やニーズに応じた情報提供や助言を行います。また、専門職による相談窓口を明確化することにより、子育ての不安等を軽減し、切れ目ない支援を行います。

■ 乳児家庭全戸訪問事業

乳幼児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児がいるご家庭に助産師が訪問する事業です。訪問者は、子育てに関する情報を提供するとともに、保護者から育児に関する話をお聴きすることで、虐待や育児の孤立化を防ぎ、安心して子育てができ、赤ちゃんが健やかに成長できるように支援します。

訪問以降も継続して支援が必要な家庭には、関係課と連携を図り支援していきます。

(2) 支援の必要な子ども・子育て家庭への支援の充実

■ 養育支援訪問事業

児童の養育について支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、ヘルパーなどによる育児・家事の援助や保健師、臨床心理士、保育士など専門職の訪問による相談や指導などの支援を行います。

養育が困難な家庭への早期支援、継続支援は虐待予防に重要な役割を果たしているため、今後も関係機関と連携を図りながら事業を展開していきます。

■ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）は、児童の保護者が、出産や病気などの社会的事由で一時的に家庭において養育が出来ない場合に児童福祉施設等で養育保護を行う事業です。

多様なニーズに対応するため、関係機関と連携して支援するなど、よりきめ細やかな対応が必要になってきています。

今後は事業のより一層の周知を図るとともに、それぞれの家庭のニーズに対応できるよう継続実施していきます。

■ 困難を有する子どもやその家庭への支援

子どもの貧困は、人間形成の重要な時期に、さまざまな機会が奪われることにより、成長・発達に大きな影響をおよぼし、その後の人生に多大な影響を与えてしまいます。このような状況下で、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、経済的支援や必要な環境整備、教育の機会均等を図るとともに、全ての子どもたちが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困に対する支援を推進していきます。

1 教育・保育提供区域の設定

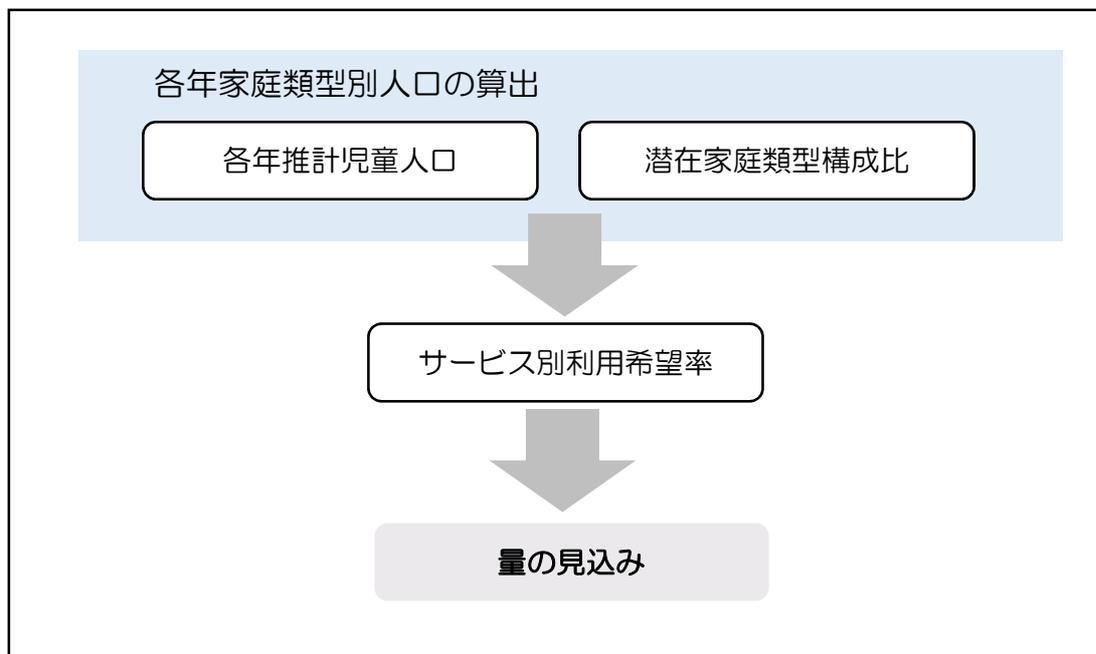
子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。子どもやその保護者が地域で安心して暮らせるための基盤として、教育・保育施設だけでなく、他の公共施設や交通網、地域の人的ネットワークも勘案して教育・保育提供区域を定める必要があります。教育・保育提供区域として、市全域を細かい範囲で設定すると、区域を超えた利用も多くある現状から、現在の利用実態や施設運営の状況と乖離した計画となる恐れがあります。一方で、教育・保育提供区域は、量の見込みの算出や確保体制の検討のほか、需給調整の判断基準となる基本単位となるものですが、利用者が居住地の区域を越えて教育・保育サービス等を利用することを妨げるものではありません。より身近なところで、教育・保育が受けられる環境づくりを進めていくものの、本計画においては、利用者視点、事業者視点の両視点からも、これまでの施設利用の環境をできる限り変えることなく体制づくりを進めていくため、市全域を一つの単位とします。

2 量の見込みの考え方

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、令和2年度を初年度とする5年間の、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本市においても、平成31年2月に実施したニーズ調査の結果を基に、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、目標事業量を設定しています。

図表 32 量の見込みの算出の基本手順



3 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 幼稚園、保育所

【事業内容】

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

【現状】

本市では、令和2年3月時点で保育所が9園（公立8園、私立1園）、幼稚園が1園（公立）、認定こども園が2園（私立）、小規模保育施設が3園（私立）あり、それぞれの施設が本市の就学前の子どもたちの健やかな成長を支えています。

【今後の方向性】

保育所については、3歳未満児で待機児童が発生しており、公私連携型による民間保育施設の誘致を積極的に実施するとともに、変動する需要数を想定して、地域型保育による確保、認可外保育施設の認可への支援も推進し、計画期間において待機児童を解消していくよう努めていきます。

また、幼稚園については、およそ半数が市外の幼稚園に通っている現状があり、調査結果からも市内の定員枠を超える幼稚園ニーズに対応できるよう検討していきます。

今後、保育ニーズに対応するための公立幼稚園と公立保育所の適正な規模についての整備検討を行い、定員の確保を進めていきます。

(2) 教育・保育の現状

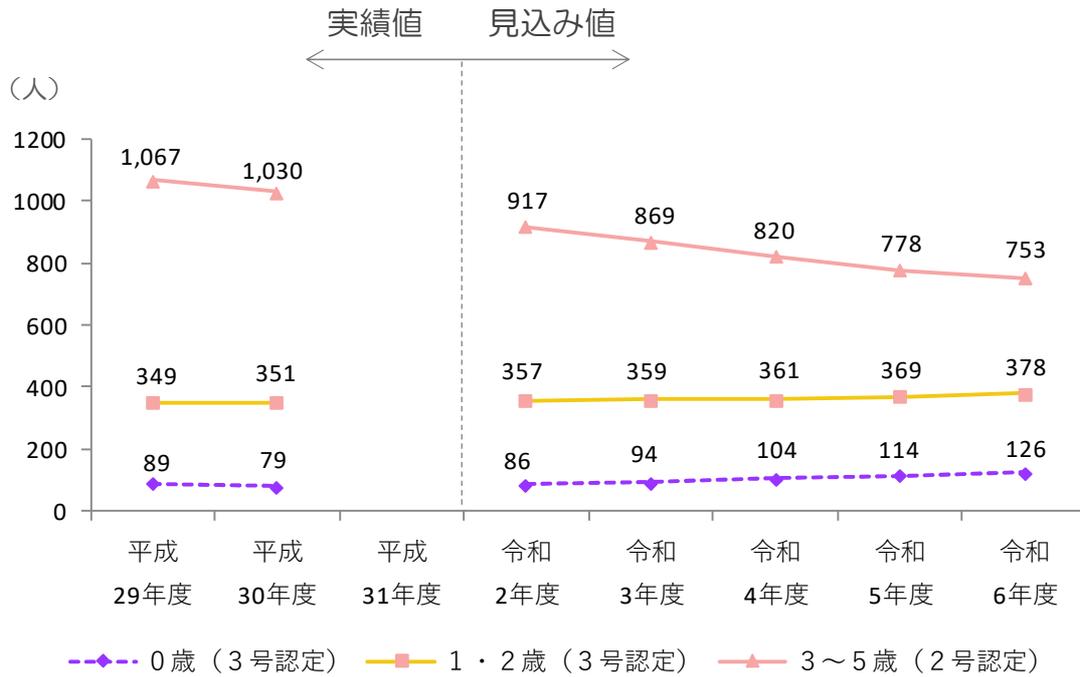
幼稚園は義務教育及び、その後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育士、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者の代わりに保育を実施します。

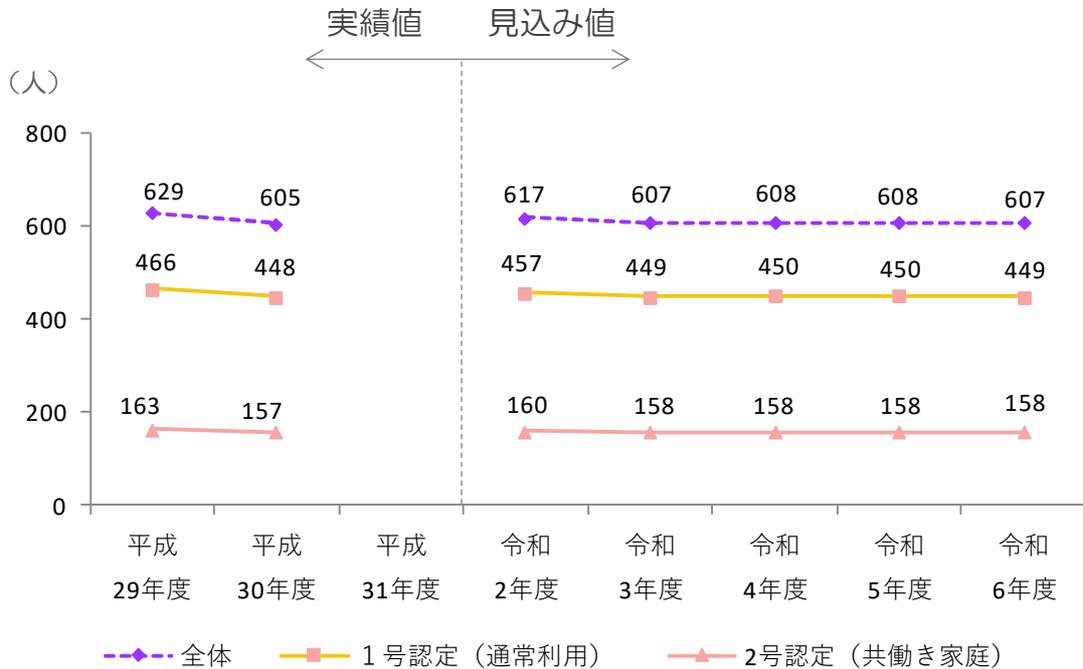
図表 33 施設毎現在の利用状況（平成31年4月1日現在の利用人数）

認定区分 年次 施設種別	1号	2号	3号		
	3～5歳		0歳	1・2歳	
	教育の利用希望	教育の利用希望が強い	保育が必要		
幼稚園	241人				
認定こども園（幼稚園部分）	29人				
認定こども園（保育園部分）			102人	2人	68人
保育所			899人	16人	262人
施設定員	367人		1,590人		

図表 34 ニーズ量の実績と見込み（保育所）



図表 35 ニーズ量の実績と見込み（幼稚園）



(3) 今後の方向性

保育所については、3歳未満児で待機児童が発生しており、保育のニーズは高まっていることから、地域型保育による確保を推進し、計画期間において待機児童を解消していくよう努めていきます。

また、幼稚園利用のニーズに対応するため、公立保育所の整備検討を行い、認定こども園への移行の検討を進めていきます。

(4) 教育・保育の提供体制の確保の内容

【令和2年度】

認定区分		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み・確保方策						
量の見込み		457人	160人	917人	86人	357人
確保方策	特定教育・保育施設	294人	1,294人	51人	356人	
	確認を受けない幼稚園	324人				
	地域型保育事業			15人	35人	
	認可外保育施設			5人	32人	
	計	617人	1,294	71人	423人	
過不足		0人	377人	△15人	66人	

【令和3年度】

認定区分		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み・確保方策						
量の見込み		449人	158人	869人	94人	359人
確保方策	特定教育・保育施設	283人	1,304人	61人	346人	
	確認を受けない幼稚園	324人				
	地域型保育事業			15人	35人	
	認可外保育施設			5人	32人	
	計	607人	1,304人	81人	413人	
過不足		0人	435人	△13人	54人	

【令和4年度】

認定区分		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み・確保方策						
量の見込み		450人	158人	820人	104人	361人
確保方策	特定教育・保育施設	284人		1,303人	67人	340人
	確認を受けない幼稚園	324人				
	地域型保育事業				21人	48人
	認可外保育施設				5人	32人
	計	608人		1,303人	93人	420人
過不足		0人		483人	△11人	59人

【令和5年度】

認定区分		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み・確保方策						
量の見込み		450人	158人	778人	114人	369人
確保方策	特定教育・保育施設	293人		1,264人	81人	356人
	確認を受けない幼稚園	315人				
	地域型保育事業				21人	48人
	認可外保育施設				5人	32人
	計	608人		1,264人	107人	436人
過不足		0人		486人	△7人	67人

【令和6年度】

認定区分		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み・確保方策						
量の見込み		449人	158人	753人	126人	378人
確保方策	特定教育・保育施設	301人		1,247人	100人	346人
	確認を受けない幼稚園	306人				
	地域型保育事業				21人	48人
	認可外保育施設				5人	32人
	計	607人		1,247人	126人	426人
過不足		0人		494人	0人	48人

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 時間外保育事業

【事業内容】

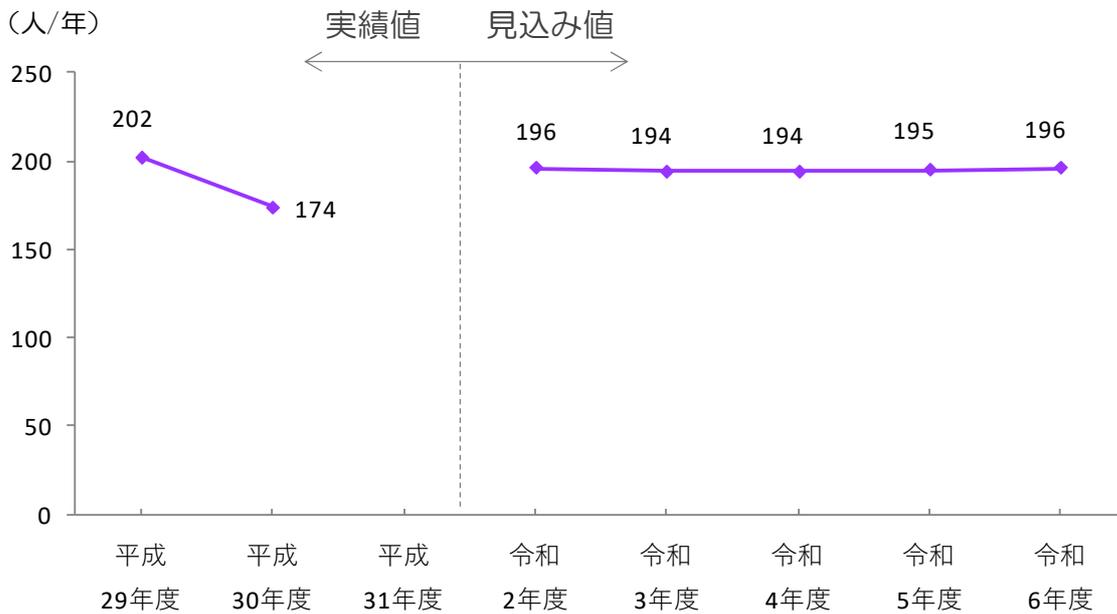
保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【現状】

市内13箇所の施設で利用者のニーズに合わせ、11時間を超える延長保育を実施していますが、利用者数の増加により保育士の確保が課題となっています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者数	136人	151人	202人	174人	—
実施箇所	11箇所	11箇所	11箇所	12箇所	13箇所

【ニーズ量の実績と見込み】



【今後の方向性】

現在の提供体制を維持しながら、保育士の処遇改善等を図り、保育士の確保に努めます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		196人	194人	194人	195人	196人
確保 方策	提供量	196人	194人	194人	195人	196人
	実施 箇所数	13箇所	13箇所	13箇所	13箇所	13箇所
過不足 (確保方策-量の見込み)		0	0	0	0	0

(2) 放課後児童健全育成事業

【事業内容】

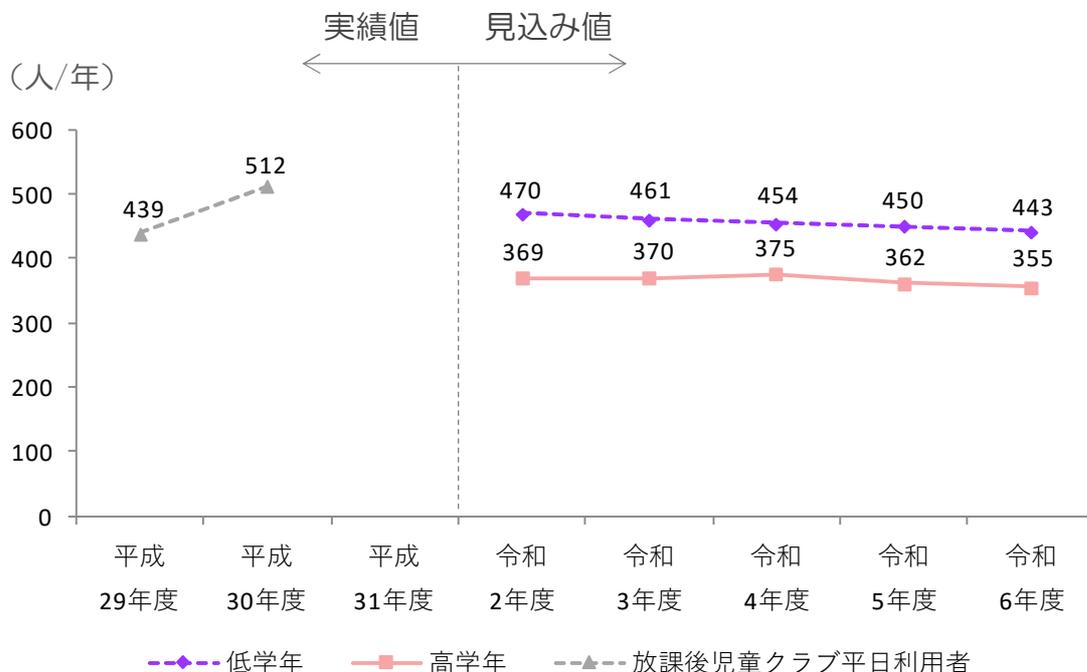
保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休業日にも実施します。

【現状】

市内の小学校に通う1～6年生の児童を対象に実施しています。利用者数は年々増加傾向にあり、増加する需要に対し実施可能な施設の確保や、必要な職員数の確保が難しく、利用希望者全員を受け入れられないという課題があります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者数	315 人	410 人	439 人	512 人	—

【ニーズ量の実績と見込み】



【今後の方向性】

新施設の設置、タクシー送り届けによる空き施設での他校区児童の受入れ、民間の活用による人員の確保等、受入れ可能人数の増加に向けて検討していきます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み	1 年 生	195 人	191 人	188 人	187 人	184 人
	2 年 生	162 人	159 人	157 人	155 人	153 人
	3 年 生	113 人	111 人	109 人	108 人	106 人
	4 年 生	59 人	64 人	70 人	75 人	81 人
	5 年 生	15 人	16 人	17 人	18 人	20 人
	6 年 生	4 人	4 人	4 人	5 人	5 人
確 保 方 策	提 供 量	548 人	545 人	545 人	548 人	549 人
	実 施 箇 所 数	7 箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所
過 不 足 (確保方策-量の見込み)		0	0	0	0	0

(3) 子育て短期支援事業

【事業内容】

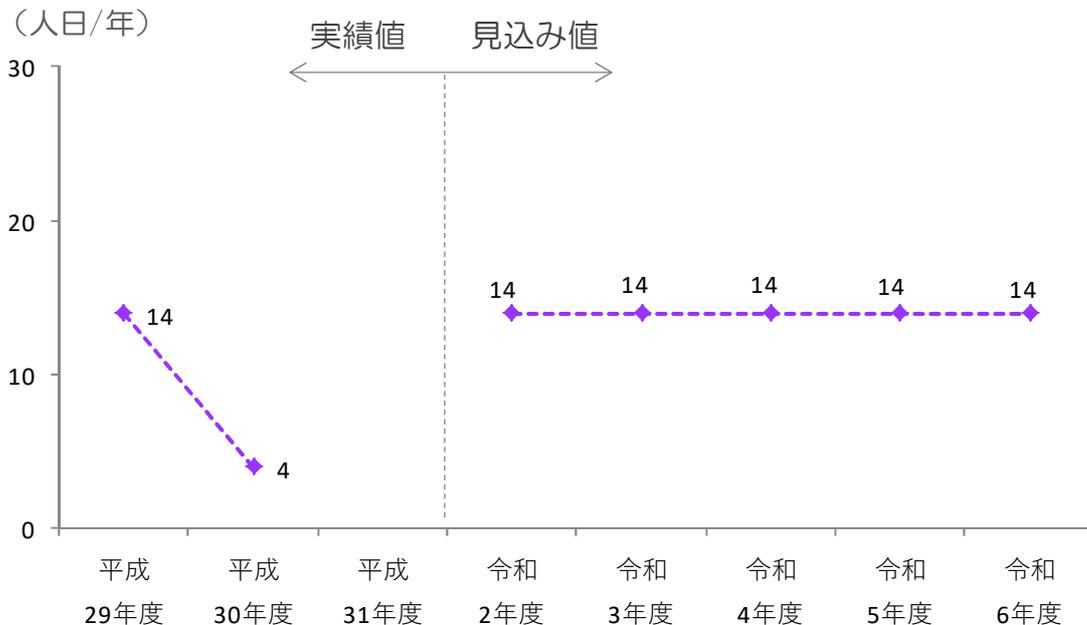
保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等で必要な保護を行う事業です。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

【現状】

核家族化等により、家族や地域から子育てに関する支援が受けられず、夫婦だけで子育てをしなければならない家庭が増加傾向にあり、本事業の利用者の増加に繋がっていると考えられます。また、虐待等要保護家庭の増加で、事業を委託している児童養護施設に入所する児童が増加しているため、本事業の対象児を受け入れてもらうことができない場合があります。そのため、平成 30 年度に新たに 2 施設に委託契約を締結しました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
延べ利用利用者	1 人日	0 人日	14 人日	4 人日	—
実施箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所	4 箇所	4 箇所

【ニーズ量の実績と見込み】



【今後の方向性】

事業の委託先を4施設に増やしたことで、今後は対象となる方にはサービスを受けてもらえるように努めます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		14人日	14人日	14人日	14人日	14人日
確保 方策	提供量	14人日	14人日	14人日	14人日	14人日
	実施 箇所 数	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
過不足 (確保方策-量の見込み)		0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

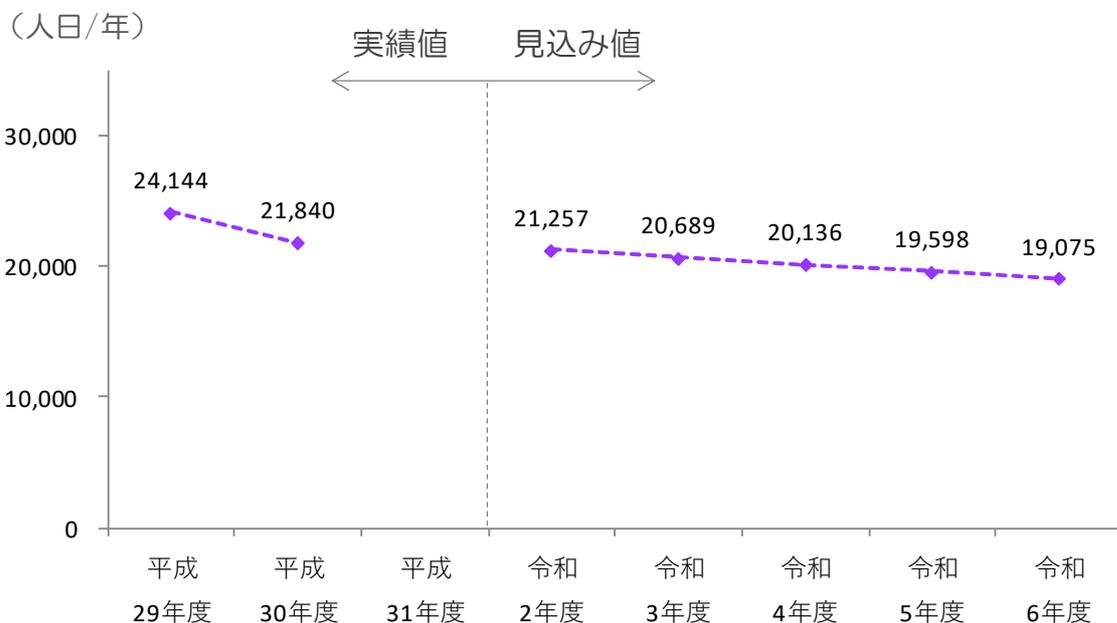
市内に5箇所の施設（公立2箇所、私立3箇所）があり、日々の施設開放や様々な企画を催し、多数の利用者があります。月1回の子育てセミナーも定員を超える応募があり好評を得ています。

保育士が常駐し「遊び相手」「話し相手」になっており、気軽に相談をされるなど信頼を得ています。

一方、支援センターを利用したことがないかたへの周知方法や、継続的な利用に向けた取り組みについて課題が残っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
延べ利用利用者	23,688人	28,800人	24,144人	21,840人	—
実施箇所数	5箇所	4箇所	4箇所	4箇所	5箇所

【ニーズ量の実績と見込み】



【今後の方向性】

親子ふれあい教室などにセンタースタッフが出向き、託児をしながらセンターの紹介をするなど事業の周知に努めます。また、支援センターに対するニーズを把握して、地域のニーズに合った運営に努めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み	21,257 人	20,689 人	20,136 人	19,598 人	19,075 人
確 保 方 策 (実施箇所数)	5 箇所				

(5) 一時預かり事業

【事業内容】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

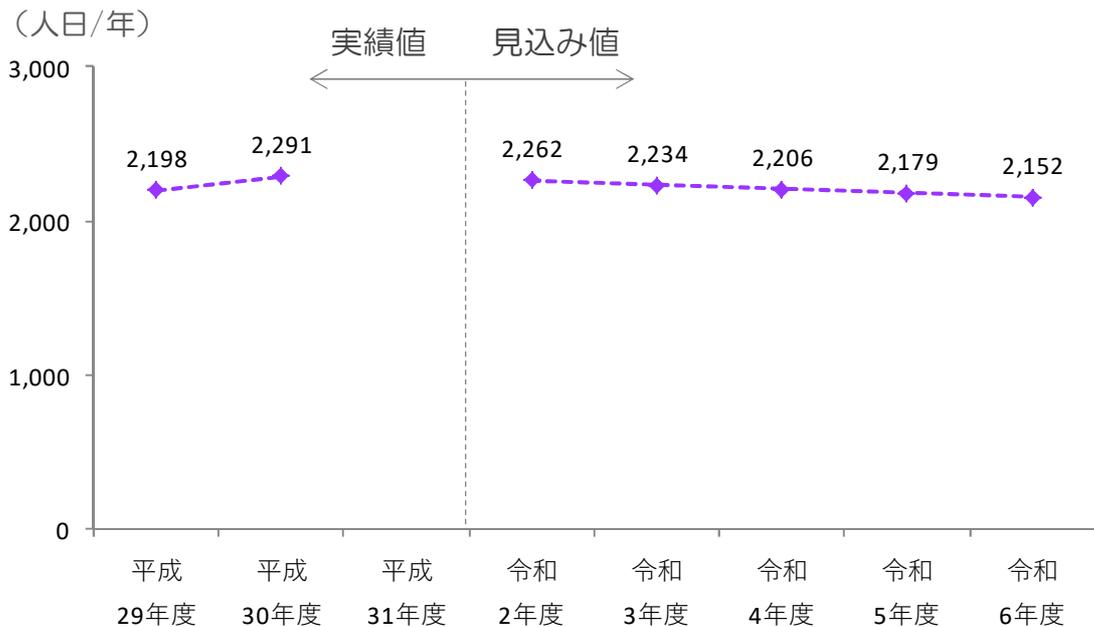
【現状】

市内に5箇所（公立保育所3箇所、私立保育所2箇所）の施設があります。

平成 28 年度以降利用者数が減少傾向にあるのは、小規模保育事業の新規開設等による未満児保育利用者数の増加が影響しているものと考えられます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
延べ利用利用者	2,379 人	2,292 人	2,198 人	2,291 人	—
実施箇所数	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	5 箇所

【ニーズ量の実績と見込み】



【今後の方向性】

保育施設の整備による未満児保育受入数の増加により、非定型的保育サービス事業としての利用は減少が見込まれますが、リフレッシュ等私的理由によるニーズは依然として高いと考えられ、継続して事業の実施が必要です。特に保護者の傷病等による緊急的利用については柔軟な対応が求められます。そのため利用者のニーズに対応できるよう提供に努めます。

■ 保育園における一時預かり

(年間)

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み			2,262 人日	2,234 人日	2,206 人日	2,179 人日	2,152 人日
確 保 方 策	一 時 預 かり	提 供 量	2,112 人日	1,947 人日	1,796 人日	1,656 人日	1,527 人日
		実施箇所数	5 箇所				
	ファミリー・ サポート・ センター	提 供 量	0	0	0	0	0
		実施箇所数	1 箇所				
	トワイライト ステイ	提 供 量	0	0	0	0	0
		実施箇所数	4 箇所				
過 不 足 (確保方策-量の見込み)			0	0	0	0	0

(6) 病児保育事業

【事業内容】

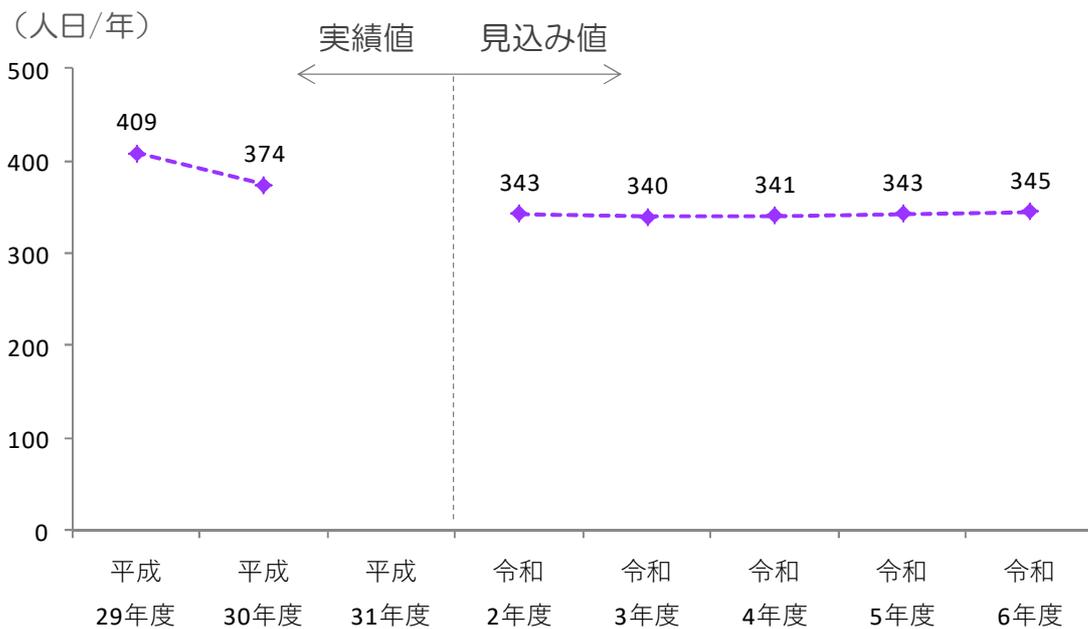
病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

【現状】

市内に病児保育事業の実施事業所がなく、近隣市町との協定により広域利用を実施しています。平成 29 年に海津市、平成 30 年に揖斐川町と新たに協定を締結し、7 市町村 11 施設が利用可能となっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
延べ利用利用者	256 人日	339 人日	409 人日	374 人日	—
市内実施箇所数	0 箇所				

【ニーズ量の実績と見込み】



【今後の方向性】

保育ニーズの増加に伴い、病児・病後児保育のニーズも今後ますます増加が見込まれます。引き続き保育施設の確保に努めます。

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み			343 人日	340 人日	341 人日	343 人日	345 人日
確保 方策	病児保育 事業	提 供 量	343 人日	340 人日	341 人日	343 人日	345 人日
		実施箇所数	-	-	-	-	1 箇所
		協定締結 箇所数	11 箇所				
	ファミリー・ サポート・ センター	提 供 量	20 人				
		実施箇所数	1 箇所				
	過 不 足 (確保方策-量の見込み)			0	0	0	0

(7) ファミリー・サポート・センター

【事業内容】

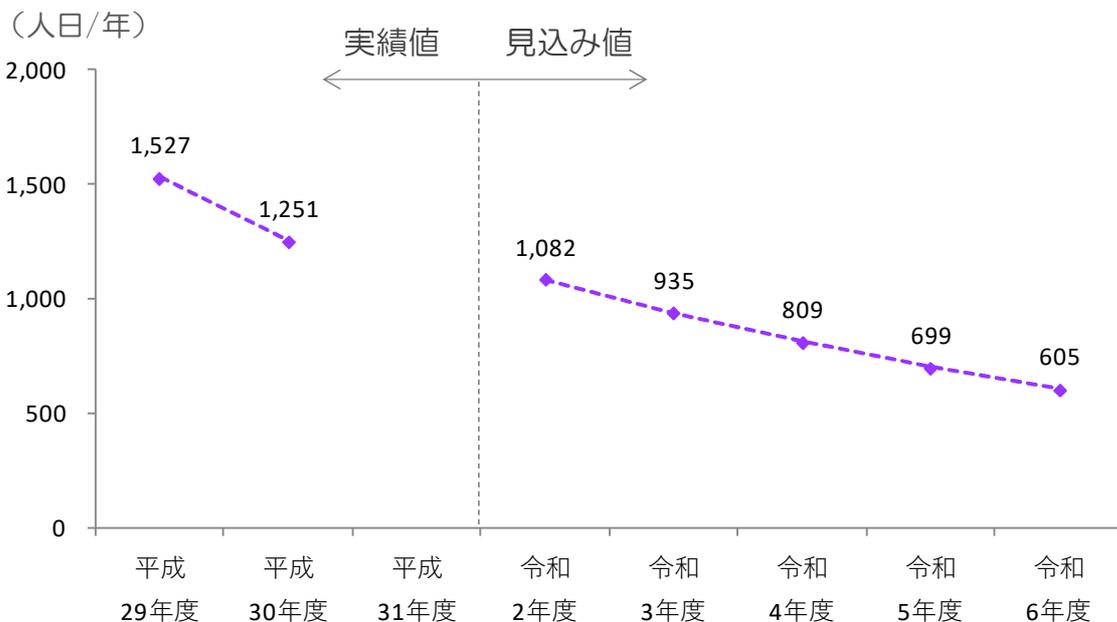
育児の支援を受けたい人が利用会員、育児の支援を行いたい人が提供会員となり、有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、利用会員は概ね小学校6年生までの子どもを持つ保護者です。

【現状】

瑞穂市及び本巣市に在住・在勤のかたを利用会員とし、NPO法人キッズスクエア瑞穂に業務を委託して実施しています。利用希望者に対して提供会員数が少なく、特に、内容が難しいサポートを受けてもらえる提供会員が少ない現状があります。また、利用するには多額の費用がかかるため貧困世帯をサポートできないことが課題となっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
提 供 会 員	184 人	191 人	205 人	221 人	—
利 用 会 員	561 人	615 人	659 人	658 人	—
両 方 会 員	19 人	19 人	20 人	14 人	—
活 動 件 数	1,935 件	1,828 件	1,527 件	1,251 件	—

【ニーズ量の実績と見込み】



【今後の方向性】

提供会員の増員・育成を図り、現状ある利用者のニーズに柔軟に対応していきます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み		1,082 人日	935 人日	809 人日	699 人日	605 人日
確 保 方 策	提 供 量	1,082 人日	935 人日	809 人日	699 人日	605 人日
	実 施 箇 所 数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
過 不 足 (確保方策-量の見込み)		0	0	0	0	0

(8) 利用者支援事業

【事業内容】

一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、又は妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

具体的には次の業務を行います。

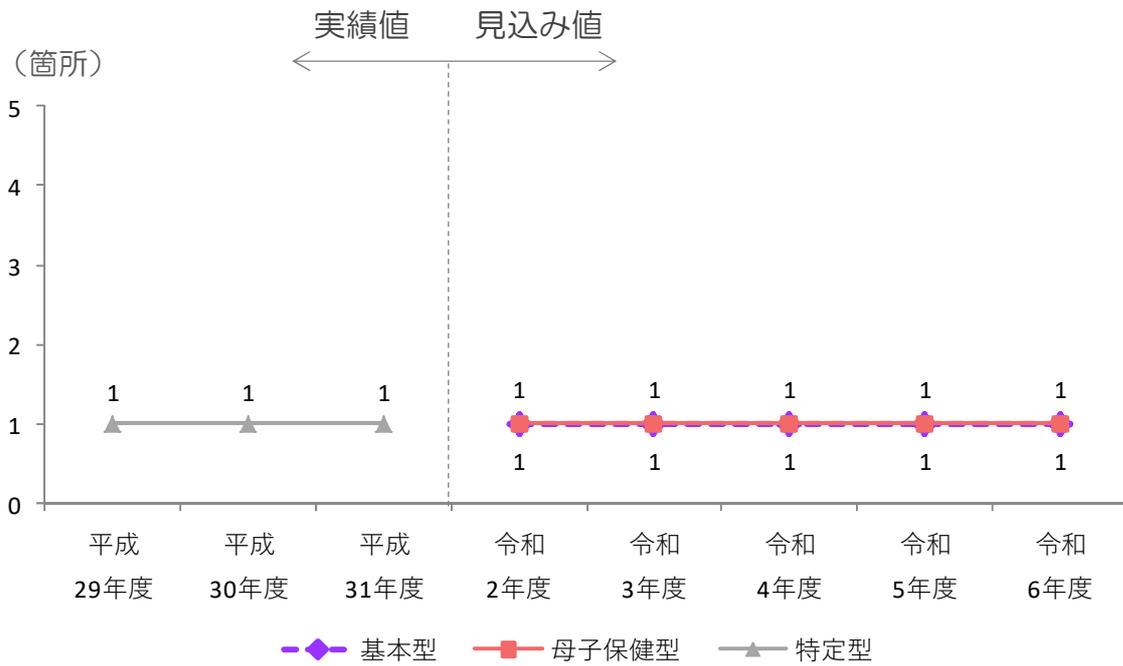
- ① 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施します。
- ② 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。
- ③ 本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。
- ④ その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行います。

【現状】

当初計画では平成 30 年度より「基本型」の展開を計画していましたが、「特定型」として子育て家庭から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援を行っています。しかし、専門研修を受けた専任職員の配置ができていないため、職員の養成が必要となっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
特 定 型	1	1	1	1	1

【二一ズ量の実績と見込み】



【今後の方向性】

平成31年度に福祉部（健康推進課）で「母子保健型」を開設したため、周知及び連携の強化に努めます。

また、専門研修を受けた専任職員の配置ができるように努めます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み		1 箇所				
確 保 方 策	基 本 型	—	—	—	—	1 箇所
	特 定 型	1 箇所				
	母 子 保 健 型	1 箇所				

(9) 妊婦健康診査

【事業内容】

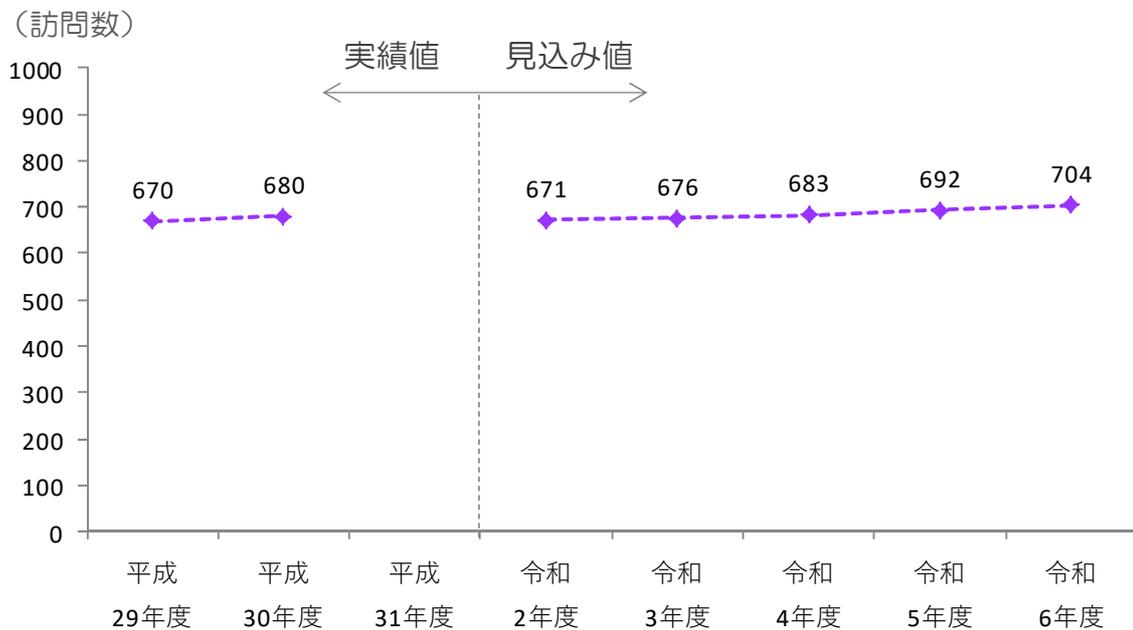
母子保健法第 13 条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【現状】

一人の妊婦に対して 14 枚の妊婦健康診査受診票を発行しており、県内の医療機関に委託しています。県外の医療機関・助産所での受診に対しても、助成金対応し、安心して出産ができる体制をとっています。また、妊婦健康診査の結果、貧血の割合が高いため、妊婦学級で食事の話を取り入れています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
健康診査数 (延べ人数)	659 人	659 人	670 人	680 人	-

【ニーズ量の実績と見込み】



【今後の方向性】

妊婦健康診査結果を把握しながら、妊婦学級の内容の検討に努めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み	671 人	676 人	683 人	692 人	704 人
確 保 方 策 (実 施 体 制)	実施場所：全国医療機関及び助産所 実施体制：委託、償還払い 健診時期：妊娠期間 検査項目；国が定める基本的な妊婦健康診査項目 (基本健康診査・初回血液検査・子宮頸がん検査・超音波検査・クラミジア抗原検査・貧血検査・血糖検査。GBS 検査 (B 群溶血性連鎖球菌検査))				

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

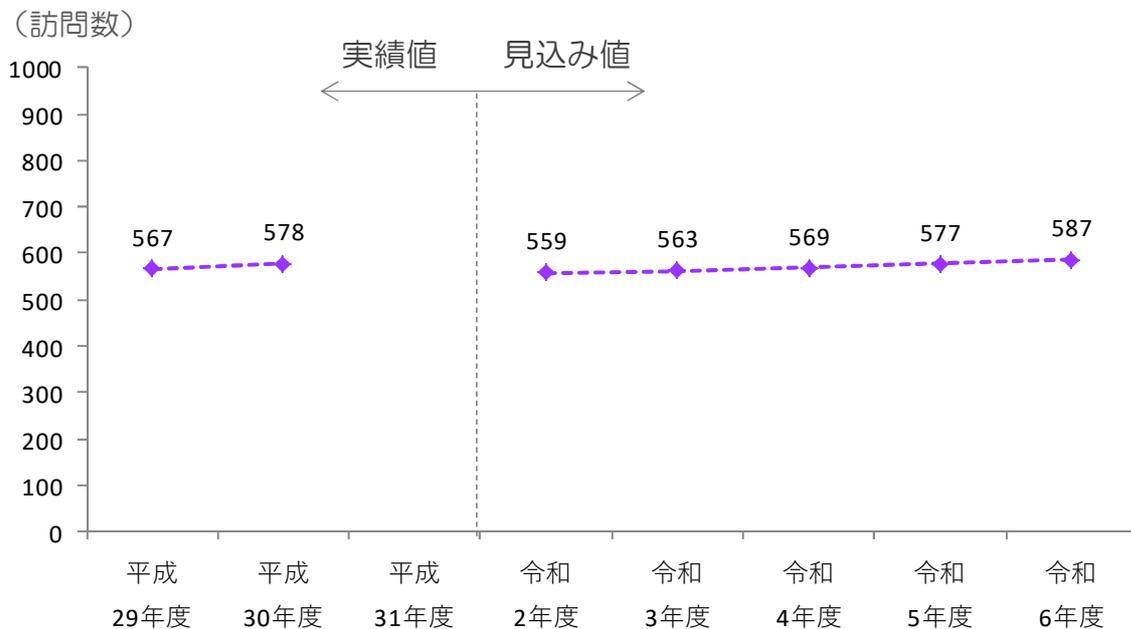
生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【現状】

標準的には、生後2か月～3か月児を訪問時期とし、出生面談で把握した情報・状況等、支援の必要性に応じて早期に訪問しています。訪問者は主に助産師ですが、必要に応じて保健師も同行訪問し状況の把握を行っています。長期の里帰りについては、里帰り先に訪問依頼を出しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
出生数	610人	583人	570人	585人	-
訪問数	613人	561人	567人	578人	-

【ニーズ量の実績と見込み】



【今後の方向性】

今後においても専門職による家庭訪問によって、全乳児及び保護者の心身の状態を把握していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み	559 人	563 人	569 人	577 人	587 人
確 保 方 策 (実 施 体 制)	実施体制：助産師 7 人 実施機関：健康推進課				

(11) 子育て世代包括支援センターの開設

【事業内容】

母子保健法第22条に基づき、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、専門職（保健師、助産師等）が相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行います。

【現状】

妊娠期から子育て期の不安や悩みを相談できる場所として、令和元年9月に健康推進課内に開設しました。母子健康手帳の交付及び出生時面談は専門職（助産師や保健師）による個別面談を実施し、情報収集から支援へ事業展開をしています。面談時に「セルフプラン」の作成を加え、妊産婦・乳児の状況やニーズに応じた情報提供や助言を行っています。

具体的には次の業務を行います。

- ① 妊産婦・乳幼児の実情を把握すること
- ② 妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと
- ③ 支援プランを策定すること
- ④ 保健・医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うこと

【今後の方向性】

専門職による相談窓口を明確化することにより、子育ての不安等を軽減し、家庭や地域での日々の暮らしの中で行われる子育てを支援していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み	人	人	人	人	人
確 保 方 策 (実 施 体 制)	実施体制：相談員 人 実施機関：健康推進課				

(12) 養育支援訪問事業

【事業内容】

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。

【現状】

＜相談指導・助言＞

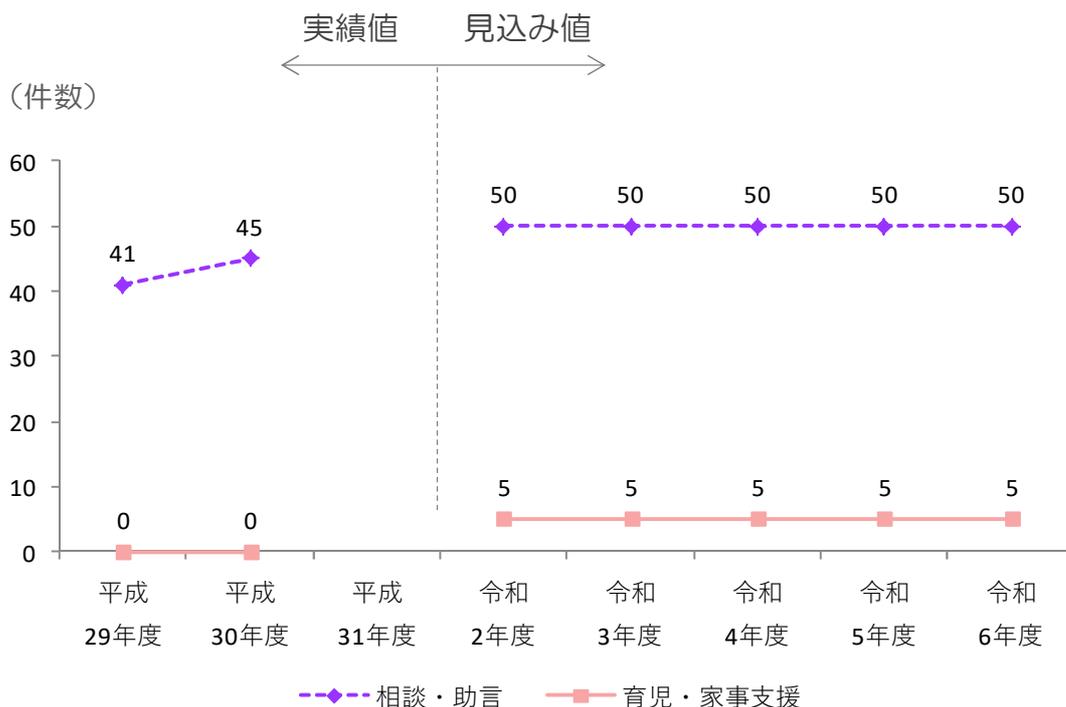
妊娠期から心配のある妊婦や虐待リスクの疑われる家庭、疾患や低体重で生まれた児を中心に相談・助言を行っています。

＜育児支援ヘルパー派遣＞

育児支援の必要性がありそうな方に事業の説明、勧奨をしていますが、知人等の助けがあるなど、支援不要と言われる方がほとんどという状況になっています。そのため、引き続き、保健師の乳児家庭全戸訪問等と連携・調整しながら、支援が必要な方の把握が必要です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
相談・助言（件数）	30 人	28 人	41 人	45 人	-
育児・家事支援（件数）	0 人	0 人	0 人	0 人	-

【ニーズ量の実績と見込み】



【今後の方向性】

相談指導・助言については、母子健康手帳の交付時から、支援が必要な人の把握を行っていきます。養育支援訪問等のサービスが必要な家庭については、福祉生活課と連携を図っていきます。

育児支援ヘルパー派遣については、関係機関と連携・調整し、妊娠期より支援が必要な母を早期に把握し、積極的な事業に取り組んでいきます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見込み	相談・助言 (件数)	50人	50人	50人	50人	50人
	育児・家事支援 (件数)	3人	3人	3人	3人	3人
確保方策 (実施体制)	実施体制：訪問支援員5人（平成29年度以降） 実施機関：福祉生活課					

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

教育・保育施設等の利用者負担額については、自治体の条例・規則により設定されることとされていますが、施設によっては、実費徴収等の上乗せ徴収を行う場合が想定されています。日用品・文房具等必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等の実費負担の部分について、公費による補助を行う事業です。

【現状】

幼児教育・保育の無償化に伴い、給食費（副食材料費）の取り扱いが変更され、本事業の対象者が見直されました。それに伴い、新制度に移行していない幼稚園在園児の一定所得未満の世帯に対して、実費徴収された給食費（副食材料費）を助成します。

また、保育施設利用者の実費徴収分に係る補助は行っていません。施設に対しては、市独自の補助事業として運営費の上乗せ補助を実施して援助しています。

【今後の方向性】

幼児教育・保育無償化事業により、3歳以上の保護者への経済的負担は軽減されるものと思われまます。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業内容】

保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育所、地域型保育事業等の整備を促進していくことが必要です。

しかしながら、新たに整備・開設した施設や事業が安定的、かつ継続的に事業を運営し、利用者の信頼関係を築いていくためには、一定期間必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設のあっせん等を行う事業です。

【現状】

これまで、NPO法人や株式会社による小規模保育事業、企業主導型保育事業、認可外保育事業について相談に応じ、開園への支援・援助を実施してきました。

新しく開園した施設については、円滑に保育運営ができるよう支援する必要があります。

【今後の方向性】

企業主導型保育事業等で今後も保育事業に新規参入する株式会社が見込まれることから、開園から運営までのサポートに努めていきます。

5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

幼児期の教育・保育を担う幼稚園及び保育所には、すべての子どもが健やかに成長するよう良質かつ適切な支援が求められます。

幼児期の教育・保育は、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において、整合が図られています。

また、乳児期から小学校就学前まで、教育・保育や発達の連続性を考慮するとともに、小学校への円滑な接続が行えるように、すべての子どもに平等に質の高い教育・保育を提供できるようにし、関係職員の資質向上のための研修、交流等の連携をしています。

その上で、認定こども園については、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、本市では、新たな設置について、利用者ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、適切に普及・促進を図っていきます。

なお、幼稚園及び認可保育所から認定こども園への移行を検討します。

1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「瑞穂市次世代育成支援対策協議会」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとしします。

なお、4章の「教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとに量の見込みと確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとしします。

2 国・県等との連携

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、①子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携、において、児童虐待防止・社会的養護体制の構築・母子父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、県と連携し、推進するとともに、県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。

1 瑞穂市附属機関設置条例

平成 20 年 9 月 30 日

条例第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定 により、法律又は他の条例に定めがあるものを除くほか、市が設置する附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本市に別表に定めるところにより、執行機関の附属機関を置く。

(担当事務)

第 3 条 附属機関は、執行機関の諮問等に応じて、それぞれ別表に掲げる担任する事務について、調査、審議等(以下「審議等」という。)を行うものとする。

(組織)

第 4 条 附属機関の委員は、それぞれ別表に掲げる定数の委員をもって組織する。

2 委員は、別表の委員選任基準に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関が委嘱する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、別表に掲げる期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 執行機関は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(専門委員)

第 6 条 附属機関は、特別な事項を審議等するときは、附属機関の中に、又は別に、専門委員を委嘱することができる。

2 専門委員は、当該審議等が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長等)

第 7 条 附属機関に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によって定め、その任期は委員の任期による。

3 会長は、附属機関の会議(以下「会議」という。)を招集し、その会議の議長となるほか、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 8 条 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。

(守秘義務)

第 9 条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、

また、同様とする。

(庶務)

第 10 条 附属機関の庶務は、別表に定める部又は課において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に附属機関の委員(瑞穂市次世代育成支援行動計画推進協議会の委員を除く。)である者は、この条例により委嘱されたものとみなし、その任期は、旧条例等の規定による残任期間とする。

3 この条例の施行の際、現に瑞穂市次世代育成支援行動計画推進協議会の委員である者は、この条例により瑞穂市次世代育成支援対策協議会の委員に委嘱されたものとみなし、任期は、その残任期間とする。

4 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例(平成 30 年瑞穂市条例第 19 号)の施行の日から平成 33 年 8 月 20 日までに新たに瑞穂市障害者自立支援協議会の委員になる者の委員の任期については、同条例による改正後の別表の規定にかかわらず、同日までとする。

5 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例(平成 30 年瑞穂市条例第 24 号)の施行の日から平成 32 年 3 月 31 日までに瑞穂市行政不服審査会又は瑞穂市いじめ調査委員会の委員になる者の委員の任期については、同条例による改正後の別表の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則(平成 20 年 12 月 25 日条例第 42 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 26 日条例第 2 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 24 日条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 26 日条例第 3 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 8 月 27 日条例第 26 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に瑞穂市次世代育成支援対策協議会の委員である者は、第 2 条の規定による改正後の瑞穂市附属機関設置条例第 4 条第 2 項により委嘱されたものとみなし、任期は、その残任期間とする。

附 則(平成 22 年 12 月 17 日条例第 35 号)

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 6 月 24 日条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 30 日条例第 13 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 20 日条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 27 日条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 20 日条例第 32 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表市長の瑞穂市総合計画策定審議会の項の改正規定については、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 19 日条例第 6 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に瑞穂市次世代育成支援対策協議会の委員である者は、この条例により瑞穂市次世代育成支援対策協議会の委員に委嘱されたものとみなし、任期は、その残任期間とする。

附 則(平成 26 年 3 月 18 日条例第 10 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 24 日条例第 6 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 24 日条例第 4 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(準備行為)

2 この条例第 1 条による改正後の瑞穂市附属機関設置条例別表の規定による瑞穂市行政不服審査会の委員の任命のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、施行日前になされた行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)の規定による不服申立てに係る申請、決定その他の手続については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 3 月 24 日条例第 8 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に瑞穂市要保護児童対策地域協議会の委員である者の委員の任期は、この条例による改正後の瑞穂市附属機関設置条例の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 12 月 26 日条例第 27 号)

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 10 月 25 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 12 月 22 日条例第 15 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表市長又は教育委員会の項の次に 1 項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 6 月 26 日条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 10 月 1 日条例第 19 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に瑞穂市障害者自立支援協議会の委員である者は、この条例による改正後の別表の規定により瑞穂市障害者自立支援協議会の委員に委嘱されたものとみなし、その任期は、平成 33 年 8 月 20 日までとする。

附 則(平成 30 年 12 月 21 日条例第 24 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に瑞穂市行政不服審査会又は瑞穂市いじめ調査委員会の委員である者は、それぞれこの条例による改正後の別表の規定により瑞穂市行政不服審査会又は瑞穂市いじめ調査委員会の委員に委嘱されたものとみなし、その任期は、平成 30 年 12 月 31 日までとする。

別表(第 2 条関係)

付属機関の 属する執行 機関	付属機関名	担当する事務	委員定 数	委員選任基準	委員 の任 期	庶務担当部 課名
教育委員会	瑞穂市次世代 育成支援対策 協議会	次世代育成支援 行動計画の策定 及び推進並びに 子ども・子育て 支援法(平成 24 年法律第 65 号) 第 77 条第 1 項 各号に掲げる事 務を処理するた めに必要な事項 について調査審 議すること。	20 人 以内	識見を有する者 保健・医療・福祉・教育・ 地域活動団体等次世代 支援又は、子ども・子育 て支援に関係する者 市内に居住し、市内の事 業所に勤務し、又は市内 の大学に在学する 18 歳 以上の者 その他教育委員会が適 当と認める者	2 年	教育委員会 幼児支援課

2 第2期瑞穂市子ども・子育て支援事業計画 策定経過

開催日	審議内容等
平成30年3月26日	平成29年度第1回 瑞穂市次世代育成支援対策協議会 (1) 委嘱状の公布 (2) 会長・副会長の選任 (3) 瑞穂市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて
平成31年1月9日	平成30年度第1回 瑞穂市次世代育成支援対策協議会 (1) 瑞穂市子ども・子育て支援事業計画における平成29年度の事業実績について (2) 第2期瑞穂市子ども・子育て支援事業計画の策定に係るニーズ調査（アンケート調査）について
平成31年2月4日～ 平成31年2月18日	子ども・子育て支援に関するアンケート調査を保護者を対象に実施 就学前児童 配布数 1,400人 回収数 758 回収率 54.1% 就学児童 配布数 1,400人 回収数 671 回収率 47.9%
令和元年6月21日	令和元年度第1回 瑞穂市次世代育成支援対策協議会 (1) 瑞穂市子ども・子育て支援事業計画における平成30年度の事業実績について (2) アンケート調査結果について
令和元年8月28日	令和元年度第2回 瑞穂市次世代育成支援対策協議会 第2期瑞穂市子ども・子育て支援事業計画の素案について
令和元年11月25日	令和元年度第3回 瑞穂市次世代育成支援対策協議会 第2期瑞穂市子ども・子育て支援事業計画の素案について
令和元年12月16日～ 令和2年1月15日	第2期瑞穂市子ども・子育て支援事業計画（素案）へのパブリックコメント（意見）を募集
令和2年 月 日	令和元年度第4回 瑞穂市次世代育成支援対策協議会 第2期瑞穂市子ども・子育て支援事業計画の策定について

3 瑞穂市次世代育成支援対策協議会 委員名簿

	区分	氏名	職名簿
	子ども子育て支援に関する団体（労使）	大橋 香	大垣共立銀行 人事部 人事企画課
	地域活動団体	大平 高司	瑞穂市自治会連合会代表
	子ども子育て支援に関する団体	加藤 沙織	ほづみ幼稚園 PTA代表
	福祉関係者	加藤 藤子	瑞穂市民生児童委員協議会代表
	教育関係者	加納 精一	清流みずほ認定こども園 園長
副会長	福祉関係者	河村 岳昌	瑞穂市社会福祉協議会
	福祉関係者	菊井 愛	岐阜県中央こども相談センター 家庭支援課 係長
	保健・医療関係者京	京極 章三	もとす医師会代表
	子ども子育て支援に関する団体	梶浦 良子	NPO 法人キッズスクエア瑞穂 理事長
	子ども子育て支援に関する団体	杉田 真由美	清流みずほ認定こども園 保護者代表
	市民代表	棚瀬 満理子	公募委員
	市民代表	中林 由紀子	公募委員
会長	識見を有する者	西垣 吉之	中部学院大学 教授
	市民代表	服部 幸彦	公募委員
	教育関係者	武藤 輝夫	瑞穂市青少年育成推進員
	子ども子育て支援に関する団体	吉田 佳央里	瑞穂市保育所保護者会代表

4 用語解説（50音順）

【あ行】

預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行う教育活動のこと。

生きる力

知・徳・体のバランスのとれた力

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」「豊かな人間性」「健康と体力」の3つの要素からなる力。

NPO

民間非営利組織、ノンプロフィット・オーガニゼーション（Non-Profit Organization）の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。平成10年に制定された特定非営利活動促進法により、法人格（特定非営利活動法人）の取得が容易になった。

【か行】

協働

市、市民活動を行うもの、市民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動すること。

【さ行】

社会資源

生活する上での様々なニーズや問題の解決のために使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的・人的資源等の総称。

小規模保育

0～3歳未満児を対象とした、定員6人～19人の少人数保育。

ショートステイ事業

保護者が疾病やその他の理由により、児童を養育することが一時的に困難になった場合に、その児童を宿泊で預かる制度。

【た行】

トワイライトステイ事業

保護者が仕事やその他の理由により、平日の夜間に不在になった場合に、その児童を夕方から夜にかけて預かる制度。

【な行】

認可保育所

保護者や同居の親族が仕事・病気などで、昼間にお子さんを保育できない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設。

認定こども園

保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設。

認可外保育施設

児童福祉法第 39 条に規定する業務（就学前児童の保育）を目的とする施設で、同法第 35 条第 4 項の規定に基づく認可を受けていない保育施設。乳幼児の定員が 6 人以上の施設など、一定の条件を満たすものは市町村への届出が必要となる。

【は行】

保育所保育指針

保育の内容やこれに関連する運営等について国が定めたもの。

第2期瑞穂市子ども・子育て支援事業計画

発行年月 : 令和2年3月

編集・発行 : 瑞穂市 幼児支援課

〒501-0392

岐阜県瑞穂市宮田 300 番地 2

電話 : 058-327-2147

F A X : 058-327-2105
